



2001 年 8 月 29 日刊行

経済協力開発機構 雇用・労働・社会問題委員会提出

労働市場・社会政策特別報告書 第 52 号

純社会支出 第 2 版

ヴィレム・アデマ著

（訳：国立社会保障・人口問題研究所 勝又幸子・山田篤裕）

（注）本翻訳は 2002 年 3 月 6 日に開催した公開講座「純社会支出統計とは何か - 租税と公的・私的給付の連携を考える」において配布された資料である。平成 13 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『実質社会保障支出に関する研究 - 国際比較の視点から -』（清家篤主任研究者）の総括研究報告書の一部をなす。

要旨

本報告は、1999年に刊行された報告書「純社会支出」(ヴィレム・アダマ著)の第2版である。ここには、公的および私的な、純(租税控除後)社会支出の指標が収められている。これらの指標は既存の粗社会支出の時系列計数を様々な租税制度からの影響を考慮のうえ多国間で比較するために、補完資料として開発された。租税制度は次の3つの方法で社会支出に影響を与えている。

- 政府は現金給付に対して、直接税や社会保障拠出を課する。
- 政府は受給者が財やサービスを購入する時に、その価格に対して間接税を課する。
- 政府は私的社会給付を奨励するために現金給付と同じ役割を果たす課税優遇措置および課税軽減措置を与える。

本報告では、前報告で開発された手法を解説しながら、18カ国にまで拡張された1997年のデータを扱っている。18カ国とはオーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカである。

本報告で開発した指標は、各国政府が真に社会的な支出をどれくらい行っているか、すなわち純公的社会支出の額、そして、国内経済生産のどれくらいの部分を社会支出の受給者が受けとっているのか、すなわち純社会支出の総額、を知るためのものである。

目 次

要旨	1
1 . はじめに	3
2 . 公的・私的社會給付の概観	4
2.1 社会給付 (Social Benefits) の範囲	4
2.1.1 公的社會給付	5
2.1.2 私的社會給付	6
2.1.3 課税前の公的および私的社會給付の規模	9
3 . 租税制度と社会給付	12
3.1 移転に対する直接税および社会保障拠出	14
3.2 間接税	18
3.3 社会目的のための税制優遇措置	21
4 . 国際比較	25
4.1 分析枠組み：概略	25
4.1.1 社会的分野における租税調整の規模	27
4.1.2 政府の社会的努力	28
4.1.3 家計からみた社会的努力	29
4.1.4 租税と社会支出の動向	32
5 . 結語	32
附録 1	37
附録 2	44

純社会支出 第2版¹

1. はじめに

1. 大半の社会支出分析は粗公的社会支出だけを範疇においてきた(OECD, 2000)。たしかにそのような分析も租税控除前の社会支出を時系列で観察する目的には有用であったかもしれない。しかし、社会目的でどのように資金が配分されてきたかを知る情報だけでは社会的な支出を多様な側面から考えるには十分でない。例えばほとんどの政府が租税制度を通じて給付の還流を行っている。このことは、政府の社会的な取り組みのネットでみた水準や個人間の再分配という社会制度の効果は、グロスでみた(租税控除前の)公的社会支出だけを見ていたのでは認識できないということを示唆している。さらに、社会的取り組みとは、かならずしも公的な分野に限定されるものではない。事実、いくつかの OECD 諸国においては、公的社会保護支出に類似したような補完的役割を果たす様々な私的制度が重要であり、そしてその額は拡大している。その上、私的制度は公的制度と比較して人々の行動を変えることもあるが、私的制度が公的制度と同様の効果を持ちうることもある。例えば、仮にある特定状況にたいする公的保障を無くしたとするなら、個人は課税によって労働コストが影響をうけるのと同じように、その状況に十分な対応をするために、より高い賃金をもとめることになるだろう。

2. このような課題を(OECD, 2001 近刊)解決するために、開発した指標は、いずれの政府が真に社会的な支出を行っているか、すなわち純公的純社会支出がどれくらいの額であるか、そして、国内経済生産のどれくらいの部分を純社会支出の受給者が受給しているのか、すなわち純社会支出の総額、を知るためのものである。このために、私的社会支出の把握に加えて、社会政策において租税制度がどのような影響を与えているかについても把握する必要がある。もちろんこれらの方法は情報の制約に依存するため、現時点では OECD 加盟国すべてを分析することはできない。

3. はじめに、グロスでみた(すなわち租税控除以前の)公的および私的な社会給付の規模を概観する。つづいて、第3章で方法論的枠組みが、1997年における租税制度の社会保護にたいする影響を捕捉するために拡張される。第4章で、現在統計データが入手可能な18カ国について国際比較する。その18カ国とは、オーストラリア、オー

¹ 租税および給付に関する情報をご提供いただいた各国の専門家の協力なしに、この報告書は完成することができなかった。

ストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカである。

2. 公的・私的社會給付の概観

2.1 社會給付（Social Benefits）の範囲

4. OECD の社會支出の定義（OECD2000）：

公的および私的給付で、財政的な拠出の目標を、厚生の低下をもたらす何らかの状況にある個人または世帯の状況を向上させるためとしている制度。給付や拠出には、特定の財・サービスにたいする直接支払も個人契約・個人移転も含まれない²ものとする。社會給付は現金給付または財やサービスの直接（現物）給付である。社會給付は制度枠組みの中で支給される給付のみを範囲とするため、世帯間やインフォーマルな関係の中で交換される移転は、社会的性質を有するとはいえ、この限りではない。

5. 社会的援助とは、厚生の低下をもたらす何らかの状況にある個人または世帯を対象とする、公的・私的制度による給付や金銭的援助である。なにが社会的でなにが社会的でないかの判断は、その給付の目的とその制度が個人間の再分配をどの程度行っているかによる。OECD の社會支出データベースはそのような給付を次のように機能別分類で分けている。それらは、老齡現金給付、障害現金給付、業務傷病給付、疾病給付、老齡・障害現物給付、遺族給付、家族現金給付、家族現物給付、積極的労働市場政策（ALMPs）、失業給付、住宅給付、公的保健医療給付、その他低所得者等を対象にした給付、である。

6. 社會給付には現金給付や社會サービス（医療給付を含む）および社會目的のための税制優遇措置、例えば子供のいる世帯に対する租税支出がある（第3章参照）。韓国を例外として他の諸国では現金給付が社會支出の大半を占める（後述）。現金給付は購買力を再分配していることになるが、そうした現金給付は人々の就労インセンティブや貯蓄インセンティブをゆがませるので、部分的にしか經濟資源を消費しない。現金給付とは対照的に、現物給付は經濟資源の消費に直結している。

² 社會給付は労働の対価たる報酬（賃金や俸給）を含まない、というのは市場活動すなわちサービスの価格に応じた受給と同時に支払われる対価ではないから。交通費・有給休暇・等、雇用主の費用はこの意味において報酬の一部と考える。

7. 社会的援助にかんする資金の流れは、社会的な領域を区分するのに重要である。3種類の資金の流れは「グロスでみた」社会支出の制度と関係している。(表1)

- 個人または世帯を対象とした「社会給付」
- および世帯への給付の財源となる、雇用主（この中には公務員の雇用主としての政府も含まれる）被用者や個人による「社会拠出」
- 世帯への給付の財源となる政府の租税調達

8. 『OECD 財政統計』（OECD, 2000a）に計上されている、世帯や雇用主による税や社会保障拠出をここではすべて網羅していない。ここで関係しているのは「社会的目的」を有している社会給付と租税措置だけである（表1の網掛け部分）。

表1 社会援助にかんする資金の流れ

収入	支出
粗（グロス）指標 租税および社会拠出（社会保障拠出および非政府組織や私的基金などへの拠出）	課税前の社会給付
純（ネット）指標 税および社会拠出から直接・間接税で受給者が負担した額を差し引いたもの	直接税・間接税課税後の社会給付 社会目的を有する租税優遇措置

網掛けの部分はこの報告書において世帯が受給している社会援助として計上されている部分を表す。その他の項目は、社会保障拠出や私的制度に対する拠出、公的現金移転および現物移転の一般財源がある。税財源は当報告書では、受給者が支払う税金および社会保障拠出にかかわらない限りにおいて、計上されていない。

2.1.1 公的社会給付

9. 公的、私的の区別は、関連する資金の流れを誰が管理しているかによって決まってくる（SNA、1993）。社会支出統計（SOCX）においては、一般政府（すなわち中央政府、州政府、地方政府であり、社会保障基金もここに含まれる）³が関連する

³ 社会保障基金とは行政機構によって課せられ管理されている社会保険制度である。社会保険制度は、コミュニティ全体あるいはコミュニティの大部分をカバーしている。（SNA1993、第8.63条および8.64条）

資金の流れを管理している場合に「公的」と位置づける。この意味において、「私的」は「社会的」と対ではなく、「公的」と対になっている。雇用主と被雇用者が社会保険基金へ強制的に拠出させられる財源で賄われている疾病給付は慣習として「公的」とみなされている。一方、雇用主から直接的に被雇用者に支払われる疾病給付は「私的」である。同様に、私的基金にたいする過去の拠出から生じた年金給付は「私的」である。政府によって公務員に支給される社会給付は「公的」である⁴とみなされる。一般政府が支給していない全社会給付が「私的」という範疇に入る(図1は「私的」、「公的」の社会給付の範囲を概観している)。

10. 公的社会給付は、現金給付、社会サービス(医療を含む)、児童のいる世帯に対する税支出などの税制優遇措置などを含む(第3章参照)。韓国を除いて、OECD諸国いずれの国においてもグロスでみた(課税前の)公的社会支出が最も大きなシェアを占めている(1997年では平均63%)。1997年において、OECD諸国平均で現金給付総額の58%が、老齢年金給付および遺族給付に関するものとなっている(OECD, 2000)。公的年金支出は、就労世代の所得補助の総額をOECDの多くの国々において上回っている。しかし、オーストラリア、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、北欧諸国では違っている。OECD諸国で、社会サービス給付の約75%を医療給付が占めている。しかし、この割合は北欧諸国ではことのほか低く(54%)になっている。というのも、北欧諸国では家族、高齢者、障害者を対象とする社会サービス給付の規模が大きくなっているからである。

2.1.2 私的社会給付

11. しかしながら、世帯に対する社会的援助は公的給付に限られているわけではなく、少なくともいくつかの国においては私的制度からの給付が多くなってきている。社会的な私的制度とみなされるには、それらが(対する公的制度と同じく)社会的な目的に奉仕し、かつ個人間の所得再分配要素を持っていなければならない。したがって、私的社会給付には、引退期あるいは遺族のため(前項参照のこと)に所得を支給

⁴ 社会支出データベース(SOCX)は、(元)公務員に対する給付を、公的債務から成るので、すべて含んでいる。しかしながら、年金制度によって支払われた給付のデータが、元公務員への支払いなのか、民間企業に元勤めていた被雇用者への支払いなのか区別していない場合もある。その場合には、それぞれの比率で按分しなければならない。ノルウェーでは元公務員に対する給付は元民間企業職員への給付よりも、付加的な職域年金部分が入っている分、額が大きい。これも「公的」給付に分類され、社会支出に含まれる。このノルウェーの扱いとは対照的に、スウェーデンにおいては、「公的」給付が最も重要であると思われるが、「労使間の団体協約による年金」制度による支出は「私的」給付と分類されている。その他すべての国では元公務員に対する年金は分離計上されており、すべて「公的」給付と位置づけられる。

する企業年金が含まれる一方で、他の契約で保証された貯蓄 - たとえば生命保険 - などには「社会的」とはみなされない。私的社會給付の範疇は、公的社會給付にくらべて明確ではない。私的制度における個人間の再分配要素が見分けにくいからである。附録 1 に、私的社會給付の範囲と分類についての詳細な議論がある。

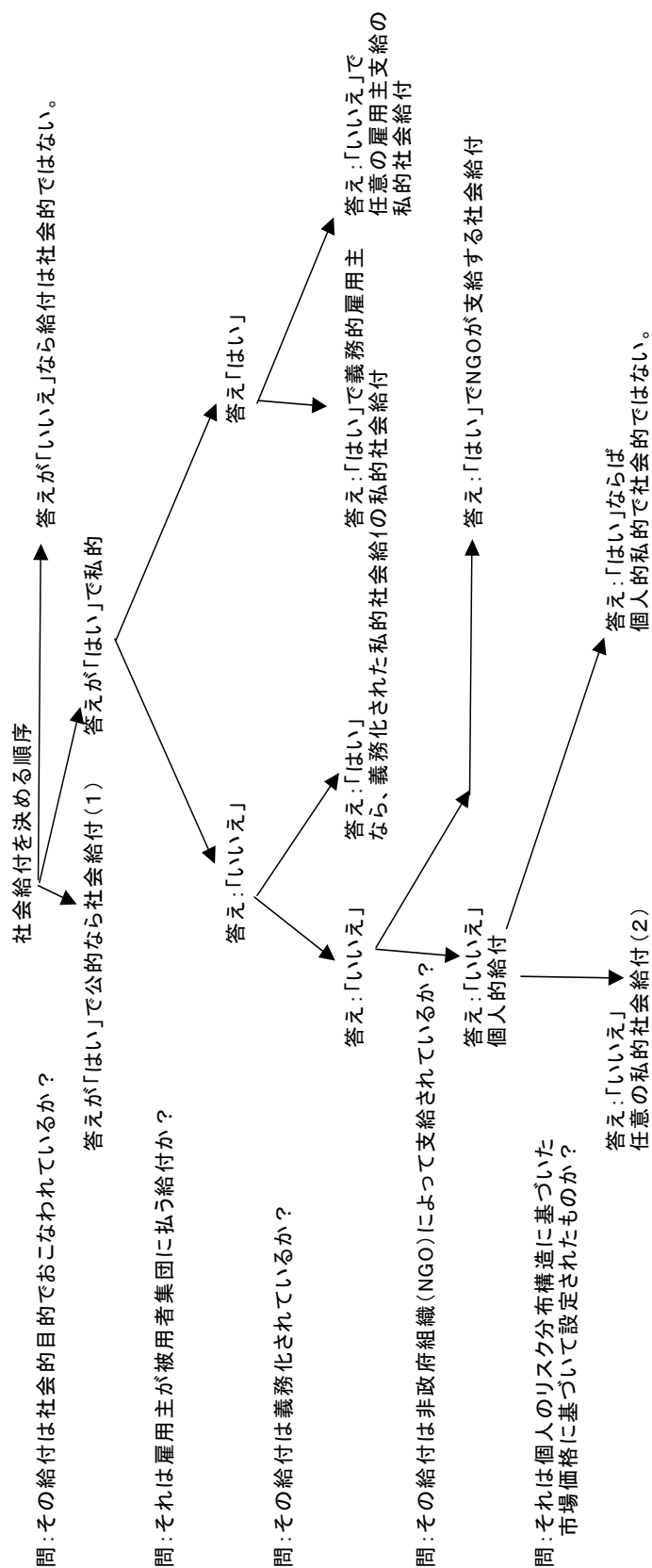
12. 私的制度における再分配は、多くの場合、政府による規制や財政的介入によって導入されている。**義務化されている私的社會給付 (mandatory private social benefits)** では、雇用主や個人は、個々人のリスク分布構造や市場価格とは関係なく、その制度を採用することが強制されている。協約あるいは個人ベースで私的なものとしてその制度を採用することを、公的な財政上の介入が奨励しているということは、その制度を採用するかどうかの意思決定が、個々人のリスク分布構造や市場価格に 100% 基づいて行われているのではない ということである（労使の団体協約により採用された社會給付あるいは協約ベースで雇用主によって契約された社會給付についても同じことが言える）。そう考えると、**任意の私的社會給付 (voluntary private social benefits)** と法的に奨励された私的制度との間にはかなり共通する部分がある。

13. 一般的に個人契約（保険）は、個々人のリスク分布構造に基づき、市場価格で取得されるので、社会的という範疇には入れない（附録 1）。しかしながら財政的手段や法規制などの公的介入もまた、近接した私的制度に個人間の再分配要素を導入する。それゆえ、アメリカの個人退職勘定や私的年金への強制的拠出から支給される年金（例えば、オーストラリア、スイス、イギリス）も社会的なものともみなされている。

14. 公的制度がどのように働くかによって、私的社會給付の重要性はきまってくる。時には私的な制度は公的制度の代わりとなる。いくつかの国では効率性と財政的制約についての配慮が、被雇用者のリスクをカバーすることにおける雇用主の役割について強調し、政府に社会的制度に私的部門をかかわらせる可能性を考えさせることになった。同時に、給付レベルを低くして公的制度へのアクセスを制限することで、労働者団体は、雇用に基づく社会的保護を労使の団体協約において増大させることを交渉するようになり、また、あるリスク分布構造を所与とする個人にたいしては公的制度の枠組みの外で、より包括的な保護を採るよう強制することになる。私的社會給付は公的制度にたいして補完的にもなりうる。そして、私的年金給付の発達によって証明されているように、自分達の保護に対する選好を追求する中で、さらなる繁栄が個人に対してより多くの選択肢を与えるにつれて、そのような給付の重要性は公的制度における政策変更と無関係に増すのである。つまり、私的社會給付は、公的給付の上乗せをすることもあれば、公的給付に取って代わることもある。

図 1 社会的給付の範囲

図1 社会給付の範囲



問に対する答えによって、給付の種類が決まる。

(1) 公的：一般政府（中央政府、地方政府、州政府、地方政府、中央政府、社会保障基金を含む）によって財政的な流れが管理されていること。

(2) 井浜組合などによって運営される社会的リスクに対する個人的な契約(例えば、特定の職業や労働組合によって組織された集団は私的社会的保護の範囲)。リスクをプールすることやこの種の集団保険は、個人のリスク分布構造や市場価格によってかなり決められない個人的提出による。

2.1.3 課税前の公的および私的社會給付の規模

15. ほとんどの社会的援助は公的に提供されている。オランダとイギリスを除くほとんどの欧州諸国では総支出に占める**公的社會給付**の割合は90%を超えている。一方、アメリカでは、総社會給付のうち三分の一以上が私的社會給付から成り、韓国では総社會給付の約半分が私的社會給付から成る（表2）。公的な社会的援助は、多くの場合、年金、障害に関する現金給付、失業給付や医療への公的支出の形態をとる。社會サービス（医療を含む）への公的支出は、韓国を除いて、現金給付への支出規模より小さくなっている。GDP比で四分の一以上の粗社會支出を記録している、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデンなどが、最も総合的な「福祉国家」であることを示唆しているように見える。しかし、以下で明らかになるように、そのような結論を粗支出だけから出してしまうのは早急である。

16. **義務化されている私的社會給付**は、障害に関する給付（すなわち、疾病や労働災害補償として支給される障害給付など）にしばしば関係がある。このような雇用主が給付する疾病給付はオーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、オランダ、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリスおよびアメリカにある。義務化された私的社會給付は、雇用主単位あるいは個人単位の義務化されている年金拠出からも生じる。こうした年金はオーストラリア、ベルギー、フィンランド、日本、イギリスにおいて重要であり、雇用に基づく退職手当制度はイタリアと韓国で重要である。⁵

17. **任意の私的社会的給付**⁶は、公的な給付が相対的に小さい規模である国々（例えばカナダ、韓国、アメリカ）においてより重要になっている。年金給付がおもな**任意の私的社會給付**となっており、GDPの1から4%を占めている。規模の小さいところから順に挙げるとアイルランド、イタリア、スウェーデン（表2の脚注参照）、

⁵ 個々の私的社會給付制度内の、義務化されている部分と任意である部分を区別することはいつも可能ではない。たとえば、オーストラリアの「老齡年金（Superannuation）」給付は、義務的な拠出と任意の拠出の両方から成り立っているが、それらを区別することはできない（附録1）。現時点の老齡年金給付は過去の任意拠出からその大部分が成り立っているため、任意の私的社會給付として分類している。韓国における退職手当は法的な協定に基づいているが、労使の団体協約によって上乗せされる場合がしばしばある。任意の部分の重要性に関する情報がえられないので、すべての給付を義務的なものと分類している。

⁶ その他の私的社會給付の例としては、補足的失業給付（アメリカ）、子育て給付、出産給付や育児休暇手当などが挙げられる。しかしながら、雇用主がどのくらい家族関連の給付を行っているかの包括的な各国の情報は得られない。

イギリス、オーストラリア、オランダ、アメリカ、カナダとなる(表2)⁷。これらの国はすべて職域の年金給付で知られているが、同時に税制優遇がある個人単位の私的年金がオーストラリア、ベルギー、カナダ⁸、イギリス、そしてアメリカ⁹にある。しかし、オーストラリア、アイルランド、イタリア、韓国、イギリスなどのいくつかの国では、多額の一時金も含まれている。とはいえ、現在の年金給付のデータは私的年金制度の重要な部分を十分に反映しているとはいえない。たいていの場合、現在の拠出(あるいは年金基金がもっている資産)は現在の給付規模に比べてはるかに大きくなっている。したがって、これらの私的年金給付の重要性は年金制度の成熟に応じて大きくなっていくものと期待されている。

18. OECD 諸国の中で私的社会医療給付はアメリカで最も発達している(GDP 比で4.2%)¹⁰。他の社会的給付と同じように、個人間の再分配要素をもつ私的医療制度からの私的医療給付が、私的な社会的医療給付である¹¹。アメリカの私的医療制度における再分配は、大部分、雇用主が提供する医療制度の枠組内で、健康な人から病人へ費用を移転することによって、事実上行われている。そのような医療保険に対する税制優遇規模は、GDP の1%にもものぼる。この税制優遇が、雇用主がそのような医療給付を提供する重要なインセンティブとしてはたらいっているのだが、結果として、そうした租税負担の軽減額は最も高い稼得者で最大になっている。

⁷ オーストリア、ベルギー、デンマーク、アイルランド、オランダ、イギリスの年金給付は労働協約や職域年金などの雇用主によって提供される年金である。日本においては、税制適格年金がここでは計上されている。デンマークにおける私的年金給付は補足的所得比例給付(ATP)として規模が限られていて、部分的には別個の公的年金として位置づけられる。

⁸ カナダの個人年金給付はおもに以下のような雇用主による制度である。登録年金制度(RPPs: Registered Pension Plans)、労使利潤分配繰延制度(DPSPs: Deferred Profit Sharing Plans)、集団登録退職貯蓄制度(GRRSPs: Group-registered Retirement Saving Plans)などである。データは、税制優遇措置のある個人単位の登録退職貯蓄制度(RRSP: Registered Retirement Saving Plans)からの給付も含んでいる。登録年金制度(RPPs)と登録退職貯蓄制度(RRSP)は同じ税制上の扱いを受ける。

⁹ アメリカの私的年金給付は、雇用主が提供する確定給付型や確定拠出型(例えば401Kのような種類)と、税制優遇措置のある個人単位の制度である個人退職勘定(Individual Retirement Accounts)やキオ・プラン(Keogh-plan)を含んでいる。

¹⁰ これらの相対的に高い医療費は様々な要因によっている。アメリカにおいては、相対的に高い要素費用(高賃金と近代的で高価な技術をつかうこと)、相対的に広範な財とサービスのパッケージの提供、相対的に高い運営費用が要因として挙げられる(Schieberら1994年、McKinsey 1996年)。

¹¹ 公的医療費のデータはOECD(2000b)のものである。私的な社会的医療費の指標は、再分配の要素をもつ私的医療制度からの給付から推計されている。医療費の自己負担についての入手可能なデータは、(病院窓口での)患者の自己負担とその他の医療費負担の区別がつかないという理由で、含まれていない。医療費の自己負担を入れないがゆえに、私的な医療費の真に社会的な部分について過少推計になっていることはいふまでもない。

表2 福祉支出総額がGDPに占める割合、1997年（対GDP比）

	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	チェコ共和国	デンマーク	フィンランド	ドイツ	アイルランド	イタリ	日本	韓国	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	スウェーデン	イギリス	アメリカ
福祉支出総額	17.4	25.4	27.2	17.4	19.4	30.7	28.7	26.4	17.6	26.4	14.2	4.3	24.2	20.7	26.1	31.8	21.2	14.7
年金（老齢・遺族）	4.4	13.0	10.0	5.6	7.3	7.0	8.5	10.9	3.8	15.8	6.4	1.3	7.3	5.6	5.9	8.4	7.0	6.0
障害者給付	2.1	1.6	1.8	0.9	1.6	2.0	3.4	1.4	0.8	1.4	0.5	0.4	3.4	1.8	2.6	2.5	2.6	0.9
疾病給付	0.0	0.2	0.4	0.1	1.1	0.7	0.4	0.3	0.7	0.7	0.1	0.0	1.0	1.2	1.3	0.9	0.2	0.2
失業	1.1	0.9	2.7	1.0	0.2	3.8	3.1	1.5	2.2	0.8	0.5	0.0	3.2	1.5	0.7	2.1	0.6	0.3
公的医療支出	5.7	5.8	7.7	6.3	6.5	6.8	0.0	8.2	5.1	5.6	5.6	2.1	6.0	6.3	6.7	6.8	5.6	5.9
その他	4.1	3.9	4.6	4.0	2.8	10.4	13.3	4.1	5.0	2.0	1.0	0.5	3.3	4.3	8.9	11.0	5.2	1.4
総額化されている福祉支出	3	1.1	0.8	1.5	0.0	0.4	0.1	1.2	0.0	1.3	0.5	2.4	0.7	0.0	1.1	0.4	0.4	0.4
任意の福祉支出	3.2	0.8	0.9	4.2	0.0	0.9	1.1	1.0	1.6	0.1	0.4	1.8	4.2	0.5	0.0	2.6	3.4	7.8
年金	3	2.4	0.2	0.3	3.1	0.0	0.8	0.9	1.1	0.0	0.4	0.0	3.2	0.0	0.0	2.1	3.1	3.6
医療	4	0.8	0.6	0.5	1.1	..	0.1	0.2	0.1	0.6	..	0.3	1.0	0.5	..	0.1	0.2	4.2
その他	5	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0
福祉支出総額	21.7	27.0	29.5	22.1	19.4	32.0	30.0	28.6	19.2	27.8	14.9	8.4	29.1	21.3	27.2	34.8	24.9	22.9
福祉支出総額がGDPに占める	80.2%	94.1%	92.0%	81.1%	100.0%	96.0%	95.8%	92.3%	91.6%	94.8%	94.0%	50.7%	83.1%	97.6%	96.1%	91.4%	85.0%	64.3%
公的部門の割合	19.8%	5.9%	8.0%	18.9%	0.0%	4.0%	4.2%	7.7%	8.4%	5.2%	6.0%	49.3%	16.9%	2.4%	3.9%	8.6%	15.0%	35.7%
福祉支出総額に占める																		
私的部門の割合																		
現物と現金の割合																		
公的福祉支出	70.4%	40.6%	51.3%	59.4%	60.1%	69.3%	48.6%	65.5%	55.9%	31.3%	79.5%	132.7%	40.6%	46.2%	96.7%	78.2%	51.9%	77.3%
社会支出総額	58.1%	41.7%	49.8%	54.0%	60.1%	65.8%	47.0%	58.7%	55.6%	29.8%	71.3%	100.4%	37.7%	49.8%	88.5%	71.2%	42.8%	88.7%

1) 出所は、OECD(2000)社会支出データベース。概して、公的福祉支出に占める福祉支出のデータの類似性が低い。これは、

私的給付についての記述が規定されていなく、時に誤差がある。例えば、被用者は失業の時に雇用者として継続する賃金支出の実際の支出を報告する必要がなく、時にはこれらの給付総額は雇用者としての労働時間調査の情報によってのみ計算される。

2) 高齢者と障害者に対する現物給付と現金給付、積立労働市場政策(ALMP)、その他(雇用者に対する現物給付を含む)。

3) データは、Eurostatと国の当局による。アイルランドの私的年金のデータはHiggs and Wether(1996)に基づきSecretariatの権限、イタリアの運輸金支払はMinistero del Tesoro(1998)による。アメリカの年金のデータはKerns(1997)と1997a)と所得申告書情報に基づいて1997について推定。

4) 任意の私的医療給付は主として雇用者は健康保険(拠出は労働)に基づき医療給付である。一般に福祉は公的医療支出の削減と、雇用者による

医療給付の削減と被用者による私的医療給付への拠出の削減(OECD医療給付2000)に基づいて推定。チェコ共和国、日本、ノルウェーの

データは入手できず、ドイツの福祉は、労働・総務省による情報に基づき推定されている。

5) ドバイでは賃金と関連する補給金(家族給付、アメリカでは公的失業給付を含む)、どちらもGDPの0.05%を占めていなく、ベルギー、韓国、スウェーデンの

私的福祉サービスを含む。

6) 現物と現金の割合は、種別度の影響を考慮せず計算されている。

19. これらの給付のほかに、私的社会援助は非営利の非政府組織（NGO）によってももたらされている。これらの NGO はたいていの場合、多くの政府の補助金や税金の優遇措置と同じく、家計や雇用主からの寄付金によって支えられている。NGO からの給付についての総合的データで、OECD の社会支出データと比較可能な詳細な情報をもっているものはほとんどないが、少数の国（ベルギー、韓国とスウェーデン）については入手可能である。議論の余地はあるが、1997 - 98 年の経済危機の韓国にあって、NGO による低所得世帯への給付は最も重要であり、1995 年に GDP 比 0.3% だったものが 1998 年には 1.6% まで増加した（OECD, 2000c）。

20. データの入手可能な 18 カ国の比較では、サービスへの粗公的社会支出は粗公的移転全体の 65% ほどになっているが、私的給付を考慮するとこの割合は 60% になる。どの社会支出が経済的資源をどれほど消費しているかは租税制度を考慮した場合、大きく変化する（次を参照）。

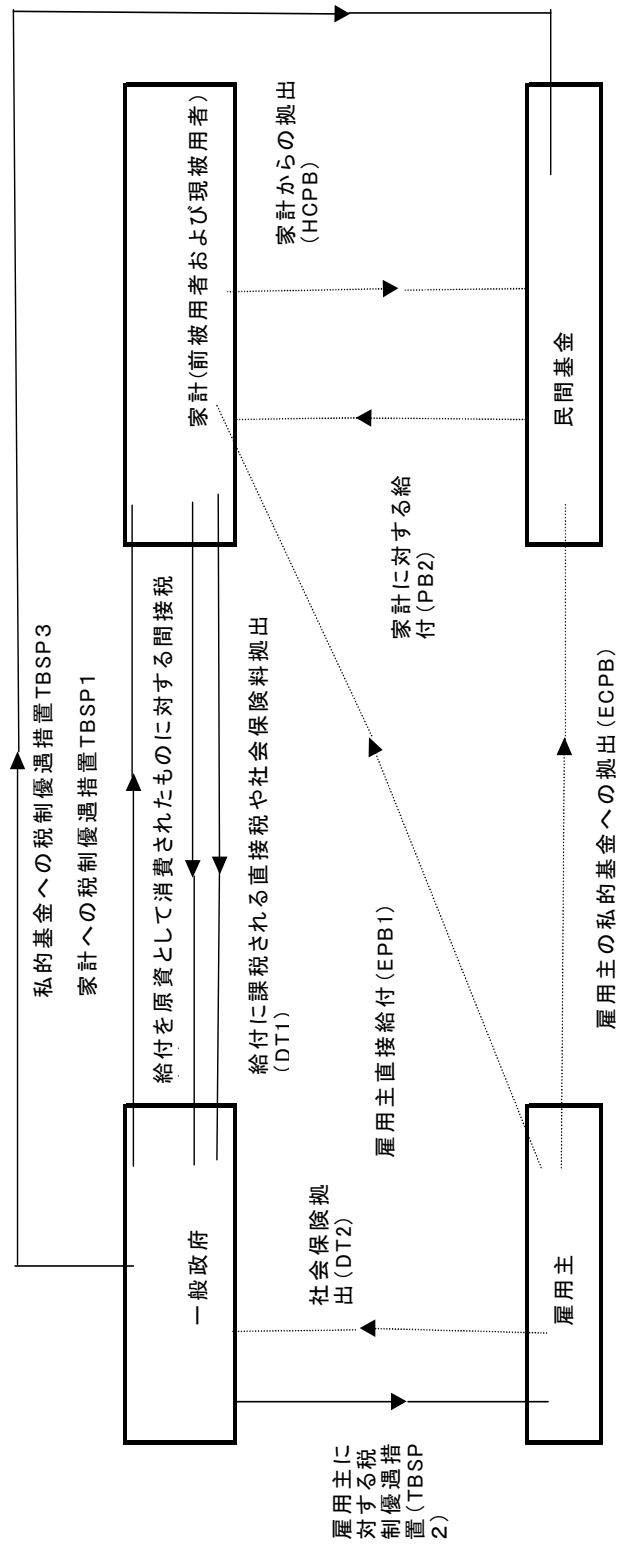
表 2 粗社会支出総額が GDP に占める割合，1997 年（対 GDP 比）

3. 租税制度と社会給付

21. 租税制度の影響を考慮していないので、現金の移転や社会サービスの既存情報は、真の「社会的努力（Social effort）」を大きく示し損ねている。そこで、次の項目を考慮する必要がある（括弧で囲んだアルファベットは図 2 において利用されている）。

- **給付にかかる直接税**：政府は現金給付を受給した人の収入から、所得税や社会保障拠出を徴収する（DT1）。それゆえに、社会的再分配は、グロスでみた支出指標で示されるものより小さくなる。各国間における課税水準の違いは、グロスでみた給付水準、したがって支出の合計額に反映されてくる。
- **給付の受給者による消費にかかる間接税**：給付の受け取り手は、たいてい財やサービスを、給付された収入で購入する。それゆえ、こうした消費にかかる間接税は、国庫に戻っていく（IT）。直接税と同様に、各国間における間接税の多様性は、家計が受けとる社会援助に影響を与える。
- **社会目的のための税制優遇措置**：政府は租税制度をつうじても社会政策の目的を、直接実行する。社会的影響力をもつ財政政策で、ときに現金給付の代替となる（例えば扶養児童所得控除）ものや、私的給付を奨励するようにはたらく制度（例えば民間の育児施設にたいする税制優遇措置）などがある。家計に税制優遇措置が与えられる場合（TBSP1）雇用主に与えられる場合（TBSP2）そして私的基金にたいしてあたえられる場合（TBSP3）がある。

図2 租税制度と社会給付(1)



(1)この図は非営利、非政府組織から描かれている。家計や雇用主からの寄付や非政府組織からの給付は課税優遇措置がある。しばしば政府はこの種の組織に対して補助金を与えたり、税控除を行う。

租税の流れは計算による(直線): 公的私的給付所得にたいする課税や拠出金を(DT1); 給付で購入したサービスや財に対する間接税(IT); 家計から雇用主による制度への拠出または税制優遇措置のある個人制度への拠出(CPB1); 社会目的の税制優遇措置、家計(TBSP1); 租税優遇措置で個人保険を奨励するために現金給付と同様の働きをしたもの、雇用主(TBSP2); 特殊な集団を雇うことを奨励する財政措置、雇用主提供の社会給付(児童保護施設や雇用主による医療および年金保険)を奨励するような制度、私的基金(TBSP3); たえば年金基金の資産収入にたいする税控除。

その他の租税項目で含まれていない分(点線): 雇用主負担の社会保険料拠出(DT2)直接的に雇用主から被用者に支給された給付にたいする所得控除(EPB1)雇用主社会給付制度への雇用主による拠出(ECPB)と家計による拠出(HCPB)や税制優遇措置のある個人制度に対しては、原資に課税しなかったり低い率で課税する。私的基金から家計への給付(ECPBやHCPBから給付された)は原資に課税されなかったり、低い税率で課税される。(PB2)

22. このように、租税制度はかなりの規模で真の公的社会努力を反映している支出予算に影響をあたえる。ほとんどの場合、直接税と間接税による政府への還流金の方が社会目的のための税優遇措置によって出て行く分より大きい。それゆえ、*純公的社会支出*はグロスでみた値が示すより小さくなる。そのうえ、直接税やサービスや財に対する間接税によって、家計の可処分給付は、グロスでみた値よりもかなり小さくなる(表2)。公的および私的社會給付にかかる課税を考慮にいと、これらの給付を受ける権利がある受給者にたいする国内の經濟生産に占める割合の識別、すなわち*純總社会支出*の識別は容易になる。

23. 租税制度に関する補正は、給付のネットでみた価値にかかわる「第一段階の影響」を示す。それゆえ、サービスを提供する人々(例えば病院や育児センターの従業員)の所得にたいする直接税はふくまない。最後に、給付に対する直接税や間接税のための補正は、サービスの消費(医療サービスを含む)を考慮しない。社会サービスの価値は計算において不変とした¹²。

3.1 移転に対する直接税および社会保障拠出

24. OECDのいくつかの国では、ほぼ全ての給付が課税された後に支払われている。また、いくつかの他の国では、稼働所得とおなじように税制上取り扱われている(OECD, 2000c)。政府が現金移転に対して直接税や社会保障拠出を課している国では、グロスでみた支出指標で示されるよりも、公的な社会努力や資源の再分配の程度は低いことになる。(もっともこの度合いは国によって多様である)。例えば、オーストリアで、標準4人世帯(片働き、こども二人)で、失業前に製造業の平均所得があった家族に対する失業給付は、1997年において15991ドルであった。この世帯は、非課税である。対照的に、オランダにおいて、同じ状況にある人への失業給付は24717ドルであったが、所得税と社会保障拠出として6295ドルを負担しなければならないので、ネットでみた給付では18423ドルとなる(OECD, 1999)。このようにみると、オランダの失業給付はオーストリアの失業給付より大きい、グロスでみた場合と比較すると、ネットでみた場合の相違は小さくなる。社会支出総額を考えると、重い税で所得移転を行っている国では、財務省の財源として、いったん移転された所得のきわめて大きな部分が還流するようになっていることを意味している。つまり、オランダにおける失業給付は、グロスでみた指標より四分の1ほど小さい。おなじく、義務

¹² いくつかのサービス、例えば薬剤は間接税の対象となりうる。しかし、社会的サービスのどの部分が間接税の対象となっているか、またその税率に関する総合的なデータは存在しない。

化されている私的社會（現金）給付や任意の私的社會（現金）給付（多くの場合、疾病給付や私的年金給付）は、直接税と社會保障拠出負担の対象となる。このように、純支出は粗支出が示すよりも小さくなる。

25. 現金給付に対する直接税のための補正は、各国から提供された「項目別平均税率（AITR: average itemised tax rates）」の推計をもとに計算されされた。つまり、平均税（社會保障拠出を含む）とは、特定の支出項目に対する課税（例えば公的年金給付に対する平均的な税）をあらわす。項目別平均税率は様々な各国の資料をもとに推計された。例えば、徴税記録にもとづく行政データ、個票データや「マイクロシミュレーションモデル¹³」によるデータなどである。徴税記録はいくつかの国（オーストラリア、ベルギー、ドイツ、アイルランド、イギリス、アメリカ）においていくつかの項目に該当する情報を提供してくれた。ほかに、それぞれの世帯収入とその収入に対する課税情報がはいっている個票データやマイクロシミュレーションモデルを、項目別税率を計算するのに利用した（オーストラリア、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、イタリア、日本、フィンランド、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン）。次に、項目別平均税率（AITR）は OECD 社會支出データベースの粗支出項目に適用された。

26. 社會給付の受給者が負担する直接税と社會保障拠出のレベルは各国間で大きな違いがある。表 3 が示すように、デンマークとオランダでは、給付への課税により粗公的社會（現金）給付のほぼ 25%が国庫に還流する。この国庫に還流する比率は、スウェーデン（22.1%）フィンランド（19.5%）ノルウェー（17%）においても大きい。粗公的現金支出に対する国庫還流率は、10%から 15%がオーストラリア、カナダ、イタリア、ニュージーランド、5%未満がオーストラリア、アイルランド、日本、イギリス、アメリカ、無視できるほど小さいのがチェコや韓国である。

27. さらに、それぞれの給付への課税方法はひじょうに多様である。資力調査付給付は、たいてい非課税である一方、公的社會給付のなかで、元公務員に対する年金給

¹³ マイクロシミュレーションモデルに使われるデータには世帯の収入と課税に関する詳しい情報を含んでいる。租税制度は年間収入に基づくので、年間所得がまず必要である。時に収入のすべてが移転所得の場合があるが、その場合にはこの収入に対する平均税率をもって、純移転所得の計算ができる。給付所得に対する直接税の計算は、さまざまな種類の所得がかかわっている場合、例えば失業給付が就労所得と混在していた場合には複雑になる。このような場合、さまざまな所得別に負担した税金を関連づけなければならない。ここで暗黙の前提となっているのは、各所得の割合で、徴収額が分割されるということである。つまり、年間収入の 80%が給付収入によるもの、そしてのこり 20%が稼働所得によるものとする、徴税総額の 8 割はその給付収入のために支払われたものと仮定される。いくつかの課税では、所得要素と徴税が直接関係している（例えば所得控除可能な就労にかかわる消費）。この場合、その控除額を直接関わる所得にのみ配分することが望ましい。

付にはすべての国で最も重い課税がされていた。(元)公務員に対する支出を除けば、公的年金や障害(現金)給付に課せられた税や社会保障拠出負担の規模は、関連する支出総額のわずか3%未満という国が、オーストラリア、チェコ、ドイツ¹⁴、アイルランド、日本、韓国、イギリス、そしてアメリカである。これらの国では失業給付に対する課税も同じように小さい。

28. 家族手当や家族支援給付は一般的に課税対象にも社会保障拠出の対象にもなっていない。オーストラリア、ドイツ、ノルウェーの三カ国だけ、家族(現金)給付になんらかの税金をかけている。オーストラリアとノルウェーでは、別建てになっている、ひとり親給付にわずかだが課税している。一方で、ドイツにおいては、家族(現金)給付への課税は公務員への家族関連補足賃金を対象としている。

29. 一般的に、疾病給付(病気で仕事を休業したばあいの現金移転)は稼働所得として課税される(OECD, 2000d)¹⁵。それゆえ、粗支出にたいする徴税割合は、オーストラリア、アイルランド、イタリア、韓国、ニュージーランド、イギリスにおいては、その他の国における疾病給付への課税と比較して小さい¹⁶。

30. 全ての国において、私的年金への課税が他の粗給付への税率より高くなっているが、とくにカナダとノルウェーでは私的年金への課税が最も重くなっている(年金拠出にたいする租税優遇措置や年金基金の資産収入にたいする税制優遇措置の部分については表3.3を参照のこと)。ほとんどの国において、年金収入は、就労世代に適用されるものと比較して有利な税制(たとえば老齢控除)の対象となっている。私的年金への粗給付支出に対する徴税割合は、カナダ、デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデンでは20%から37%の間、オーストリア、ドイツ、イタリアでは12%から20%の間、アイルランド、イギリス、アメリカでは7%から12%の間、そしてオーストラリア、日本、韓国では5%未満である。

¹⁴表3のドイツの公的給付に対する直接税の額は、その多くを公的給付のための社会保障拠出や公務員への年金にたいする課税でしめられている。ドイツにおける給付所得にたいする直接税のデータは、その規模についての信頼できる推計が無かったため、含まれていない。

¹⁵ 稼得収入にたいする税のくさび(tax wedge)の計算は、私的基金にたいする、労使の団体協約に基づく拠出や義務化されている拠出を考慮していない(OECD, 2000d)。例えば、2000年オーストラリアにおける老齢年金に対する義務化されている拠出は、支払給与総額の9%に相当する(ISSA, 2000)。

¹⁶社会保険基金が支払う障害関連給付の課税がほとんどゼロであるアイルランドとイギリスでは、疾病給付への総支出にたいする課税割合は高い。これは、公務員や民間部門の被雇用者への、相対的に重く課税された疾病給付は、疾病給付への支出の全体を占めているからである。

表3 1997年の直接税と租税支出の割合 12

直接税・租税支出	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	チコ	デンマーク	フランス	ドイツ	アイルランド	イギリス	日本	韓国	オランダ	ニュージーランド	ルセ	スウェーデン	ドイツ	アメリカ
粗公的支出	1.7	80	60	81	0.0	141	131	46	1.6	9.7	1.4	0.0	163	90	87	124	1.9	22
粗公的支出	2.9	124	90	129	0.0	239	195	76	25	128	24	0.0	230	131	170	221	28	40
恩給	10.7	-	-	298	-	368	-	154	10.1	-	-	0.0	269	-	-	-	14.7	80
公的年金	3	1.8	154	-	154	0.0	258	223	0.9	13.3	-	0.0	226	165	-	26.5	21	23
失業	3.9	0.0	-	27.1	0.0	26.2	208	0.0	1.6	14.2	0.0	0.0	29.1	163	21.9	32.5	10	66
家族給付(現金)	4	0.4	0.0	-	0.0	9.4	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.9	0.6	0.0	0.0	0.0
疾病給付	5	15.0	24.1	-	27.1	0.0	30.8	298	15.4	22.7	0.0	4.8	32.5	104	26.3	33.2	17.7	22.2
私的年金給付	4.3	15.4	-	298	-	36.8	223	17.1	10.1	16.0	2.9	1.8	25.4	-	-	29.7	11.4	9.2

1 割合は、直接税と特定の支出カテゴリに分類された現金給付として支給される社会保障支出を反映している。これらの租税/支出割合は、それぞれの給付に関する項目別平均税率とは等しくない。例えば、オーストラリアでは家族手当は非課税であるが、租税の一部は「単身親給付」(現金での家族給付に含まれる)に配分される。

2 「..」は、推計結果が得られなかったものである。関連する項目の粗支出の情報が得られなかったり、租税と社会保障支出では現在の関連する推計に十分なほど詳細ではないためである。

3 ここでの公的年金は、老齢年金、遺族年金、障害年金、労働災害、疾病を含んでいる。

4 ドイツでは、公的に提供される児童給付は、公務員の賃金への補足的家族給付を除いては、一般に課税されない。

5 公的疾病給付と民間疾病給付の両方を含む。

出所 データは、後述の国を除いては国の当局(租税収入サービスについては大蔵省または総務省)による。オーストリアのデータは、Statistik Österreich(2000と2000a)。イタリアは、ISTATのミクロシミュレーションモデルMASTRICITに基づいて計算。アメリカは国税庁のホームページhttp://www.irs.ustreas.gov/prod/tax_stats/index.html。

表 3 1997 年の直接税と粗給付支出の割合

3.2 間接税

31. 社会給付の受給者は、たいていの場合、それを財やサービスの購入、すなわち住居費、食費や被服費などを賄うためにつかう。例えばドイツでは 1997 年にコーヒーにかかった税額は 130 億ドルにのぼった (OECD, 2000a) が、その一部は社会的給付の受給者によって支払われている。このように、消費税は、所与の給付水準によって賄うことが可能な消費の実質価値を削減し、また、国庫に還流する、もうひとつの資金の流れを形成している。たとえばネットで 100 単位の所得を受給者に給付するためには、10% の VAT (付加価値税) を取っている A 国ではグロスで 110 単位の給付をしなければならないことになる。また、付加価値税率が 20% の B 国ではグロスで 120 単位必要となるのである。あきらかに、2 国間の比較では間接税によって国庫への還流金は B 国のほうが A 国よりはるかに大きくなる。

32. 家計支出パターンについてのデータを用いて、所得階層毎に異なる支出パターンがあることを考慮したほうが望ましかったかもしれない。家計支出調査の詳細な情報は、理論的には受給者集団ごとの陰伏的 (インプリットな) 間接税率 (implicit indirect tax rates) の算出を容易にする。しかし、この種の家計支出データはすべての国において現在利用可能というわけではない。そのうえ、家計支出調査から示される税収は、実際の税収よりもかなり低い (Adema 他, 1996)。

33. したがって、ここでは、すべての国について入手可能な、合計値にかかる陰伏的 (インプリットな) な平均間接税率をつかう (OECD, 2000a, 2000e)。近似ではあるが、この単純な方法は、明快で分かりやすい¹⁷。表 4 には、間接税について適当な 3 種類の尺度を示している。まず、3 行目が、一般消費税と特定の財に対する物品税による間接税の額を表している。このように限定された尺度でも、家計部門が負担しないいくつかの間接税、たとえば商業車のガソリン税のようなものがはいつてしまう。4 行目は、これらの税金以外に、政府専売からの利益、関税、サービスに対する課税、その他の重要でない税を含んでいる。5 行目は、財の使用への付加的な課税、たとえば自動車免許や酒類販売免許を、加えている。これらの間接税課税にかんする尺度のどれを使用するかについてそれぞれ論拠がありうるが、表 4 の 4 行目と 5 行目に示されている間接税の概念は、3 行目に示されているものと比較して、家計部門によって支

¹⁷ 選択されたこの方法は、受給者が給付をすべて貯蓄することなく消費にまわすという暗黙の前提をおいているということでも、批判されるかもしれない。しかしながら、給付所得についての限界消費性向は、十中八九、1 に近い。ゆえに、もたらされる誤差は、それほど大きいものと予想するべきではない。

表4 平均開票率 (1997年)

項目	オーストリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	チコ	デンマーク	スウェーデン	ドイツ	アメリカ	イギリス	日本	韓国	フランス	イタリア	ニュージーランド	リヒテンシュタイン	アイスランド
1 財政支出	338	1437	4484	489	771	551	312	2002	26	1181	238	255	355	62	516	883	5309
2 社会保障・政府機関・行政の人員費	330	1620	5313	556	1000	682	362	2401	30	1325	318	266	448	68	588	1074	5724
3 一般増徴(510+512)	29	276	823	62	182	169	84	338	6	165	20	30	73	11	148	192	285
4 生産・販売に対する税(5100)	37	239	1	75	197	174	88	364	6	196	21	42	79	12	167	203	335
5 サルベージに対する税(5000)	46	314	1045	80	211	182	91	378	7	227	24	44	87	12	172	209	383
6 給付制度の消費に対する増徴間接税率 (5/2)	7.5%	170%	15.5%	11.2%	18.2%	25.5%	23.1%	14.1%	20.7%	12.4%	6.2%	11.4%	16.3%	15.6%	25.1%	17.9%	5.2%
7 医療・保健・福祉・教育・文化・研究 (5/2)	12.2%	19.4%	19.7%	14.4%	21.1%	27.5%	25.0%	15.8%	22.7%	17.2%	7.6%	16.5%	19.3%	18.2%	29.2%	19.5%	6.7%

1. 1.1行目から5行目まではベルギーとイタリア、および日本をのぞいてすべて10億各国通貨単位。
2. 第2列目にある4桁のコードはOECDの蔵入統計のコードである。
3. ノルウェーの関税(5121)は石油製品課税を含まない。韓国の関税は宝石にたいする特別関税を含まない。
資料: OECD2000年版 国民経済計算 1988-1998(第1&2行目) 蔵入統計(第3&第4&5行目)

払われていない、より多くの間接税の費目を含んでいる。それゆえ、表 4 の 3 行目における間接税の尺度は、誤差の幅が最も小さそうである。そこで、この尺度が、給付所得からの消費支出にかかる間接税の推計に用いるのが最適と考えられる。

34. 表 4 の 1 行目に国民経済計算における民間消費をあげた。しかしながら『OECD 歳入統計』は政府自身が政府から徴収した税収を含んでいる。例えば政府の一部門がなんらかの財やサービスを購入したとすると、そこには間接税が掛かってくる可能性がある（その間接税は、政府部門内における税フローを形成する）。これを表すために、政府消費は民間消費に加え、そこから公務員への給与部分に相当する政府消費を差し引く（表 4 の 2 行目）。このような方法で、整合性のとれた間接税の課税標準の近似が得られる。

表 4 平均間接税率、1997 年

35. そこで、陰伏的（インプリット）な平均間接税率は、一般消費税と広義の課税標準に対する（すなわち民間消費と政府消費から公務員への給与を差し引いたもの）物品税からの歳入の率 - 表 4 の 6 行目 - となる。1997 年において、陰伏的（インプリット）な平均間接税率が最も低い国は、オーストラリア（7.5%）、日本（6.2%）そしてアメリカ（5.3%）となっている。欧州諸国で間接税率は最も高く、なかでもデンマークとノルウェーは 25%を超えている。このことは、政府から家計への純移転は粗支出の値が示すよりも小さいことを示唆している。

36. 政策立案者は、間接税の課税と低所得者や給付所得の受給者の置かれている状況との間にある関係についてすでに認識している¹⁸。1993 年にイギリスで行われた付加価値税の課税標準の国内産ガソリンへの拡張は、実際の給付の価値が減らないよう補償するための（とくに高齢者を対象とした）給付改訂と同時に行われたことが例としてあげられよう。同様の例として、オーストラリアでは、最近の税制改革で 2000

¹⁸ 直接税と間接税をおなじような使い方をすることの反論として、直接税と違って、間接税は課税を避けることができる。すなわち、間接税が低い財や間接税が非課税である財を購入したり、何も購入しないことで、間接税の課税を回避できるのである。しかしながら、何も購入しないという選択は非現実的であるし、間接税の課税額の大きさによって消費構成を変えろという論拠にも欠陥がある。多くの OECD 諸国が高率の間接税をかけているタバコや酒類に対する消費は避けられないものではない。しかし、給付所得からそれらの財を継続的に購入しているということは、そのような消費を価値あるものとして受給者が判断していることを示している。給付を受給している人々は、自らの選好にしたがって、給付所得の消費により効用を最大化するために、間接税を支払わなければならない。給付の受給者がもし他の財の組合せを選択すれば、間接税はより少ない負担ですむかもしれないが、そうした財の組合せはより低い効用水準しかもたらさないもので、こうした低い間接税を支払うことのできる可能性は問題とはなりえない。

年 7 月に「財とサービスに対する税」が 10%の税率で導入されたが、食料品には課税されなかった（食料品以外の基本的な財には課税された）。社会保障給付の受給者のための（間接税や社会保障制度を通じた）保障パッケージは、改革の不可欠な部分であった（DfaCs, 2000）。

3.3 社会目的のための税制優遇措置

37. OECD 諸国の多くの政府は、租税制度を通じて社会政策の目標を達成している。そのような政策は、大きく二つの種類に分けられる。一つ目は、特定の所得源や特定の世帯類型にたいして課税を軽減することである。たとえば、老齢年金は、課税率ゼロあるいは軽減税率で課税されうるが、それらは「税にかんする歳入取り逃がし」になり、「租税支出」を構成することになる。この種の租税負担の軽減は給付所得にたいする直接税の課税の変化分に等しく、直接税についての節において既に計算されている。そこで、二重計上を避けるために、特定の税制優遇措置による推計値はここでは考慮されない。たとえば、イギリスにおける「長期障害給付（Long-term incapacity benefit）」の受給者にたいする所得税の免税額は、給付所得にかかる直接税の額を算定する際に考慮されているので、この節では再度扱わない。

38. 社会的な影響をもつ二つ目の租税政策は、現金給付を代替する、あるいは私的支出による給付を奨励するような効果をもつと考えられる（例えば民間育児施設の供給にたいする税制上の優遇措置）ものである。これらは、社会目的のための税制優遇措置と呼ばれるもので、次のように定義される：

「税の減免、控除、猶予などの中で、a) 移転給付と同じ政策機能を果たしていて（かつ）社会支出として分類されるもの。あるいは、b) 給付の私的供給を奨励することを目的にしているもの」

39. 現金給付の効果とよく似た税制優遇措置は、かなり大きいものでありうる。たとえば、ドイツでは 1997 年に児童のいる世帯にたいする税の減免は、およそ 3250 億ドルになっている。扶養児童がいるということで社会的保護制度のなかでは受給権が付与されるが、婚姻契約に対しては付与されない。すなわち、現金給付とよく似た社会目的のための税制優遇措置（TBSPs）は、扶養児童の存在に対する税制優遇の価値を含むが、婚姻カップルのための税制優遇措置は、ベルギー、フランス、ドイツ、日

本などにあるが、それらは「社会目的」に貢献しているとはみなさない。それゆえ、（それらが基礎的な税体系の一部であるどうかに関係なく）推計には含まない¹⁹。

40. 社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) のデータは中央や連邦政府による税制優遇を扱っている。しかし、例えばカナダ、日本、アメリカでは、地方政府レベルでも税制優遇をおこなっている。各国についての網羅的な情報は（未だ）入手可能でない。しかし、カナダの地方政府レベルでの TBSPs の価値は GDP のおよそ 0.5% 近くになるものと考えられる²⁰。

41. アメリカにおける「稼働所得税額控除 (EITC: Earned Income Tax Credit)」は直接的な現金給付と社会目的のための税制優遇措置との連携を重視している。1997 年時点で、この制度による支出は 305 億ドルにのぼったが、そのうち 61 億ドルが税額控除の形態で、現金給付に類似した財政政策として給付されている (OECD, 2000a)。一方で、残りの 244 億ドルは、受給者の納税義務を上回る部分の税額控除に関係している。後者が、政府からの直接移転であり、それ自体は（非課税の）直接社会支出とみなされる (OECD, 2000)。

42. 表 5 は、ドイツが現金給付と類似した税制優遇措置のために、相対的に幅広く租税制度を用いている（1997 年で GDP の 1.7%）ことを明らかにしている。このような社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) は、オーストリア、ベルギー、カナダ、韓国、そして日本で GDP の 0.5% 近くにもぼる。

43. 私的制度の採用を奨励することを目的とした、社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) は、大きく 2 グループに分類できる。

¹⁹ 婚姻者に対する税制優遇措置は相当な額になりうる。例えば、1997 年のドイツでは GDP の 1.2% にのぼる。フランスの「家族控除 (quotient familiale)」(児童にたいする給付も含む) は 1994 年には GDP の 1% にものぼる (OECD1996)。アメリカの婚姻者にたいする税制措置は、賞与的になったり罰則的になったり、個別ケースごとに相違している。1999 年の夫婦合算申告への変更の影響は 48% のカップルには不利にはたらき、41% のカップルに有利にはたらき、まったく影響をうけなかった (納税義務が生じるには所得額が低すぎたことが主な理由である) のが 11% といわれている。平均すると低所得者カップルが合算申告によって、より大きな恩恵に浴している。すなわち、年間所得が 3 万ドル以下のカップルについては 42% の人々が合算申告からの恩恵をうけ、27% が不利になり、31% には影響がなかった (Bull 他 1999)。

²⁰ カナダでは地方税は連邦税の約 50% であり、給付所得にかかる直接税および間接税の推計値は、連邦税と地方税双方の影響を考慮している。地方税と連邦税の比率を用いた大ざっぱなやり方で、表 5 では連邦政府のみを計上しているので 0.9% としているが、1997 年時点で社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) の実際の価値は対 GDP 比で 1.4% 近くになると考えられる。

- **「現在の (current)」私的社會給付に対する税制優遇措置。**これらの税制優遇措置は、当該年における私的社會給付を奨励することを目的としている。任意の私的失業給付、医療保険や NGO による給付などがある²¹。現在の私的給付を奨励する税制優遇措置は、アメリカにおいて最も広く行き渡っている。1997 年において、雇用に基づく医療保険および医療費に対する税制優遇措置の価値は、GDP の 0.8% 以上におよぶ。
- **年金に対する税制優遇措置。**社会目的のための税制優遇措置は、私的年金の採用を奨励することを目的とする政策を含む。私的年金保険料（拠出金）にたいする所得控除や、年金基金の資産収入への税制優遇措置などがあり、このような税制優遇措置の額は相当大きいものでありうる。たとえば、カナダでは私的年金基金制度（登録年金制度 RPPs や登録退職貯蓄制度 RRSPs）の資産収入に対する税負担の軽減措置は、1997 年に GDP の約 0.4% にのぼる。

44. 私的年金の採用を奨励する、社会目的のための税制優遇措置（TBSPs）は、私的年金への拠出金の所得控除や年金基金の資産収入に対する租税負担の軽減措置を含む。契約貯蓄の形態にしたがってさまざまな段階で与えられる税控除の計算のその複雑さゆえ、年金にたいする税控除の価値にかんする比較可能なデータは全く存在しない（Adema 他, 1996）。そこで、年金にたいする税控除の推計に関しては、次節以降の推計概要には含めず、覚書として示す。とはいえ、（総合的な所得課税標準により）そうした推計が入手可能な国において、年金への社会目的のための税制優遇措置（TBSPs）の価値はかなり大きい。私的年金に対する税制優遇措置の価値は、GDP 比で 1% から 2.4% の幅にあると推計されている。比率の小さい方から、アメリカ、オランダ、オーストラリア、アイルランド、カナダ、イギリスとなる。2 節で述べられたように、これらの国は私的年金給付が最も重要である国でもある²²。

45. 税制優遇措置がどれほど私的制度の浸透を促すのに役立っているのか、あるいは税制優遇措置がその効率性に議論の余地がある高価な私的制度に資金供給する役割をどれほど果たしているのか、について明確にすることは難しい。税の優遇措置は確実に個人の行動を変化させ、そして特定制度を採用するように影響を与えるための手段を政府に与えるが、国民全体で追加的な貯蓄を誘発することはなさそうである。たとえば、1980 年代の終わりにアメリカでは個人退職勘定が導入された。この制度に対する税制優遇措置は、確実にその制度に対する人気を高めたが、1990 年において、全制度への

²¹ 例えば 1997 年のアメリカにおける NGO への寄付に対する免税額はおよそ 200 億ドルになる。

²² ここには他の貯蓄への税制優遇措置、たとえば生命保険に対する制度などは社会的という範疇にあるとはみなされないの、ここに含まれていない（附録 1 を参照のこと）。

表5 社会目的の税優遇措置 (TBSPs) 1997年 (対GDP比) 1.2、3.4 (対GDP比)

	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	ドイツ	アイルランド
現金給付と類似したTBSPs	0.2	0.4	0.5	0.5	1.7	0.2
現在の私的社会的給付に対するTBSPs	0.0	0.1	0.0	0.3	0.0	0.2
総TBSPs	0.3	0.4	0.5	0.9	1.7	0.4
補足 年金に対するTBSPs	1.5	...	...	2.1	0.1	2.4
	日本	韓国	オランダ	ニュージーランド	英国	米国
現金給付と類似したTBSPs	0.4	0.4	0.0	0.0	0.3	0.2
現在の指摘社会的給付に対するTBSPs	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	1.1
総TBSPs	0.0	0.4	0.1	0.1	0.4	1.3
補足 年金に対するTBSPs	0.8	0.0	1.0	0.0	2.4	1.0

1. 国際的にも国内的にもどのようにして社会的な税優遇措置を定義するかのコンセンサスがでない。

そこで、ここに示した結果は例示であり準備段階である。(Adema他1996参照)

2. "0.0"は存在しない場合と、これが現金と同様の税額控除や間接税との調整ですでに計算済みの場合。

"..."はデータが無いことをあらわす。

3. イタリアのデータは無い。フィンランド、ノルウェー、スウェーデンについては少額 (対GDP比で0.05以下)

4. TBSPで現在の私的社会的給付として現金給付と類似のものとして記録する方法は、一失歳入方法で計算されている。

資料：ベルギー、デンマーク、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ニュージーランド、については非公開のデータを各国から入手。

公開資料は、次の国々について用いた。オーストラリア、「財務統計」1997、租税支出統計1996-97、政府刊行物、オーストラリア、

連邦財務省、カナダ、カナダ財務省2000、

82%の拠出は、他の職域制度からの「鞍替え拠出(rollover contributions)」であったことに示されるように、新たな貯蓄の増加はほとんど無かった(Adema and Einerhand, 1998)。

表 5 社会目的の税優遇措置 (TBSPs) 1997 年 (対 GDP 比)

4. 国際比較

4.1 分析枠組み：概略

46. 支出指標の国際比較を容易にするために、グロスでみた給付そしてこれまでに議論された税に関する情報が、純社会支出指標を導出するための一つの枠組みの中に統合される。表 6 は、この枠組みの概略を示している（以下、括弧内の数値やアルファベットは、表 5 の適当な行を示す）。

47. まず、粗公的社会支出 (1) から、財務省によって国庫に還流する公的給付にかかる直接税、および公的給付をもとに消費された財にかかる間接税の推計値を差し引き、純直接公的社会支出 (2) が得られる。次に、社会目的のための税制優遇措置（年金に関するものを除く）で現金給付に類似しているもの (T1) は消費のために使われるので、これらの項目についての間接税の推計値が差し引かれ、現金給付に類似したネットでみた社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) が得られる (4)。当該年の私的給付にたいしての TBSPs の値 (T2) が加算され、現在の純公的社会支出 (6) が得られる。政府の観点からすれば、純公的社会支出の方が、社会分野における財政的な努力および給付の受給者に再配分されたネットでみた社会的成果の割合について、よりはっきりしている。

48. 政府による管理の下で提供される社会的援助を計測するには、義務化されている私的制度も含められるべきで、またそれらの給付もまた直接税と間接税の対象となっていることが考慮されなければならない。政府が管理している純社会支出は、ネットでみた公的に義務化されている社会支出 (9) という名称でとらえられている。最後に、グロスでみた任意の私的給付も直接税と間接税について補正され、ネットでみた直接的な任意の私的社会支出 (11) となる。

49. ネットでみた、これらの公的給付、義務化されている私的給付、任意の給付を加算することで純総社会支出 (13) の指標が得られる。この指標は、国内の経済生産における、受給者の可処分社会給付の比率を定量化している。しかしながら前述のように、現在の私的社会給付にたいする税制優遇措置 (T3) は、私的社会給付に資金を提供して

表6 ネットの総社会支出の計算：概観

＋／－ 行番号	項目
1.	グロスの公的社会支出
－	給付への課税(直接税)額と社会的拠出負担額
2.	純公的社会支出(間接給付額)
－	現金給付から消費された支出に課税される間接税額
3.	純公的社会支出(直接給付額)
+	現金給付を反映した社会目的の税制優遇
－	T1. 現金給付と同じ役割を果たす税制控除により消費された支出に課税される間接税額
4.	現金給付と同じ役割を果たす社会目的の税制優遇
+	T2. 現在の私的社會給付に対する社会目的の税制優遇
5.	純社会目的の税制優遇(年金に関する税制優遇を除く)
6	ネットの公的社会支出(直接＋間接給付額)(3+5)
7.	義務化された粗私的社會支出
－	義務化された私的(現金)給付からの消費支出に課税される間接税額及び社会保障負担額
－	上記の現金給付から消費された支出に課税される間接税額
8.	義務化された純私的社會支出
9.	ネットの義務化された公的社会支出[6+8]
10.	任意の粗私的社會支出
－	任意の私的(現金)給付からの消費支出に課税される間接税額及び社会保障負担額
－	上記の現金給付からの消費支出に課税される間接税額
11.	直接の任意の純私的社會支出
12.	直接の純私的社會支出 (8+11)
13. 1	ネットの社會支出総額 (6+12+T2)

租税調整は網掛けのところであった。

1.二重計上を防ぐため、ネットの社會支出総額は私的公的支出を足し合わせ、給付を原資とした消費にかかる間接税を引いている。

いることに等しい。それゆえに、この TBSPs は明らかに公的支出項目のひとつと考えられるが、私的給付に資金を提供しているということから単純に純公的社会支出を純私的社會支出に加えるのでは、家計が受ける給付を過大推計してしまうことになる。そこで、純総社会支出(13)は、現在の純公的社会支出(6)と直接的な純私的社會支出(12)を足し合わせ、現在の私的社會給付に対する TBSPs (T2)を差し引いたものとなる²³。純総社会支出は、一国の經濟生産に占める、社会給付の受給者に所有権がある部分の割合を識別する。

50. 最後に、純社会支出は、經濟規模の指標として最もよく使用される市場價格表示の GDP よりむしろ、要素價格表示の GDP と関連している。なぜかという、給付について間接税にかんする補正を行っているので、分母 (GDP) も同じように調整されなくてはならない。要素所得表示の GDP は、間接税と公的・私的企業にたいする政府補助金を含まないので、これが最も国際比較に適した指標だと考えられる。

表 6 純 (ネットの) 総社会支出の計算：概要

4.1.1 社会的分野における租税調整の規模

51. 表 7 に示されているように、様々な調整の規模は、各国における特定の租税項目の重要性を反映している。

- **直接税および社会保障拠出。** オーストラリア、チェコ、アイルランド、日本、イギリス、アメリカでは公的給付に対する課税はきわめて限定的におこなわれている。オーストラリア、ベルギー、カナダ、ドイツ、ニュージーランドにおいても、公的現金移転に対する課税や社会保障拠出徴収の総額は、要素價格表示の GDP 比で 2% を超えない。イタリアとノルウェーは中間的な位置にあるが、デンマーク、フィンランド、オランダ、そしてスウェーデンでは公的給付にたいして非常に重い課税をしており、それは要素價格表示の GDP 比で 5% におよぶ。障害に関する私的給付に対する直接税は、ドイツ、オランダおよび北欧諸国と比較すると、オーストラリア、アイルランド、イタリア、韓国、ニュージーランド、イギリスそしてアメリカでは限定的である。データが入手可能な国々で比較すると、補足年金給付はカナダ、デンマーク、オランダ、フィンランド、スウェーデンにおいて、重く課税されてい

²³ 原則的には、私的給付を奨励する目的をもった税制優遇措置の価値は、その措置によって生じた私的給付に課せられた直接税および間接税の分を差し引くべきである。しかし、すでに本文に述べられているように、この TBSPs が私的給付を採用することについてどれほど影響を実際に与えているのか判断することは可能ではないので、ここではその部分の計算は試みられなかった。

る。

- **間接税。**消費税を通じて還流される給付所得の額は、間接税率がきわめて低いオーストラリア、カナダ、日本、韓国、アメリカなどの国より、欧州諸国の方がかなり大きい。
- **社会目的のための税制優遇措置**（年金への措置を除く）。この形態での社会的給付は、相対的に高い直接税率になっている国々、例えばデンマーク、フィンランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデンでは、一般的にあまり重要でない。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、アイルランド、日本、韓国、イギリスは、中間的な位置にある。社会的目的のための税制優遇措置は、ドイツ（児童に関するもの）とアメリカ（職域の医療保険に関するもの）において、より重要である。

4.1.2 政府の社会的努力

52. グロスでみた公的社会支出指標を見ると、公的社会的努力というのは西欧諸国と北欧諸国の方が、他のどの地域よりも格段に大きいという印象を与える。これらの欧州諸国の方が、公的社会の支出の要素価格表示の GDP 比で約 15%ポイント、他の非欧州 OECD 諸国よりも高い水準になっている（表 7 の 1 行目）。

53. しかしながら一般的に政府は、社会目的のための税制優遇措置によって給付する規模よりも大きい規模で、公的移転所得にたいする直接税および間接税の課税を通じて、多くの資金を国庫に還流させている。それゆえ、純公的社会支出は、通常、グロスでみた支出指標が示すよりも低くなる。デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデンでは、この補正により、グロスでみた公的支出指標の値よりも純公的社会支出のほうが、要素価格表示 GDP 比で平均 7 から 9%低くなることが示されている²⁴。データが入手可能な国々において、グロスでみた公的社会支出の要素価格表示の GDP 比は平均で 24.5%だが、ネットでみた公的社会支出は平均で 20.6%となっている。グロスでみた公的社会支出とネットでみた公的社会支出の差が、要素価格表示の GDP 比で 1 %未満と小さいのは、オーストラリアと日本である。一方、韓国とアメリカでは、グロスでみた公的社会支出は、実際のところ公的社会的努力を過少評価している（表 7 の 1 行目から 6 行目）。

表 7 純社会支出の指標（1997年）対 GDP（要素価格表示）

²⁴ この GDP データは、SNA93 の定義（OECD, 2000e）に基づいているが、アデマ(1999)では、SNA68 の枠組みに基づいた GDP データを使っている。そのため、表 7 は第 1 版の数値と直接的に比較することはできない。附録 2 では、SNA93 に基づいた GDP 比でみた、純社会支出の時系列情報を収めている。

54. 表 7 は、グロスでみた公的支出が低い国（オーストラリア、カナダ、チェコ、アイルランド、日本、韓国、ニュージーランド、イギリス、アメリカ）では、給付への課税も軽くなっていることも示している。しかし、必ずしも逆は真でない。すなわちドイツはグロスでみて高い公的支出を行っている国だが、他のほとんどの欧州諸国とは異なり、給付所得に対する課税は限定的である。その結果、ネットでみた政府の社会的努力は、要素価格表示の GDP 比で 27%と、スウェーデンに次いで二番目の高水準にある。

55. 租税制度が社会給付に与える影響を考えれば、社会サービス（医療給付を含む）は、現金給付と比較して重要性を増してくる。「現金支出にたいするサービス支出比率」は、平均 64%（グロスでみた公的社会支出）から、ネットでみた公的社会支出が考慮されると、82%に増大する。韓国だけでなくデンマーク、ノルウェー、スウェーデンでも、財政施策が勘案されると、社会サービス（医療サービスを含む）が現金移転を上回っている。

4.1.3 家計からみた社会的努力

56. 一国の社会的必要を満たすためにどれ位の資源が投入されているかについての全体像をとらえるためには、ネットでみた公的社会給付およびネットでみた私的社会給付の両方が考慮されなければならない。すべての社会的給付、それにかかる平均税率を考慮することは、一国内の経済生産のどの部分が社会的給付の受給者に所有されているのか識別することを容易にする。すなわち、それが純総社会支出（表 7、13 行目）である。最も高い比率であるのは、スウェーデン（要素価格表示の GDP 比で 30.5%）であり、それに及ばないまでも近い比率であるのは、ベルギー、デンマーク、ドイツで、要素価格表示の GDP 比で約 28%となっている。純総支出が 16 から 19%の幅にあるのが、チェコ、アイルランド、日本、ニュージーランドである。一方、最も低いのが、韓国（8.6%）であった。オーストラリア、カナダ、フィンランド²⁵、イタリア、オランダ、ノルウェー、イギリス、アメリカにおける社会給付の受給者は、一国の経済生産の四分の一を得ている。純社会支出水準についてのこの類似性は、以下の 2 つの要因から生じている。a) アメリカにおける給付についてとりわけ重要な、私的社会給付を含めたこと、および、b) 租税制度の影響である。情報が入手可能な 18 カ国すべてを考慮すると、グロスでみた公的社会支出では 1997 年の標準偏差値は 8.1 であったが、ネットでみた総社会支出ではわずか 5.4 であった。

²⁵ フィンランドにおける個人の給付所得にかかる「教会税」の推計値を計算に含めるかどうかは、どのようにそれを考えるかに依存する。「教会税」は国庫に入っていくわけではないので、純公的社会努力と判断するにしても、この項目を考慮する理由はどこにもない。しかしながら、受給者からすれば、この項目は総可処分給付に影響を与えているので重要である。そこで、純総社会支出を計算する際には、「教会税」は考慮される。

表7：純社会支出の指標（1997年）対GDP（要素価格表示）^{1,2,3}

	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	チェコ	デンマーク	フィンランド	ドイツ	アイルランド	イタリア
1. 租公的社会支出 (SOCX2000 "public expenditure" 数値)	18.7	28.5	30.4	20.7	21.7	35.9	33.3	29.2	19.6	29.4
- 給付への課税（直接税）額と社会保障拠出	0.3	2.5	1.8	1.7	0.0	5.1	4.4	1.3	0.3	2.9
2. 純現金公的社会支出（間接給付額）	18.4	26.0	28.6	19.0	21.7	30.8	28.9	27.8	19.3	26.6
- 現金給付から消費された支出に課税される間接税額	0.8	3.0	2.8	1.3	2.5	4.1	4.2	2.3	2.5	2.4
3. 純直接公的社会支出	17.6	23.0	25.8	17.8	19.3	26.7	24.8	25.5	16.7	24.1
+ T1. 現金給付と類似した社会目的の税制優遇措置	0.2	0.4	0.6	0.6	..	0.0	0.0	1.9	0.3	..
- 間接税	0.0	0.1	0.1	0.1	..	0.0	0.0	0.3	0.1	..
4. 現金給付と類似した社会目的の税制優遇措置	0.2	0.3	0.5	0.6	..	0.0	0.0	1.6	0.2	..
+ T2. 当該年の私的給付に対する社会目的の税制優遇措置	0.0	0.1	0.0	0.4	..	0.0	0.0	0.0	0.2	..
5. 純社会目的の税制優遇措置（年金に関する税制優遇を除く）	0.3	0.4	0.5	0.9	..	0.0	0.0	1.6	0.4	..
6. 現在の純公的社会支出	17.9	23.4	26.3	18.7	19.3	26.7	24.8	27.2	17.1	24.1
7. グロスでみた義務化されている私的社會支出	1.2	0.9	1.7	0.0	0.0	0.4	0.2	1.3	0.0	1.5
- 義務化されている私的給付から消費された支出に課税される直接税及び社会保障拠出	0.2	0.3	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.5	0.0	0.2
- 上記の給付から消費された支出に課税される間接税額	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2
8. 現在のネットでもみた義務化されている私的社會支出	0.9	0.5	1.3	0.0	0.0	0.2	0.1	0.7	0.0	1.1
9. ネットでもみた公的に義務化されている社会支出 [6+8]	18.9	23.9	27.5	18.7	19.3	26.9	24.8	27.9	17.1	25.2
10. グロスでもみた任意の私的社會支出	3.4	0.9	1.0	4.8	0.0	1.1	1.3	1.1	1.8	0.1
- 任意の私的給付から消費された支出に課税される直接税及び社会保障拠出	0.1	0.0	0.0	1.1	0.0	0.3	0.3	0.1	0.1	0.0
- 上記の給付から消費された支出に課税される間接税額	0.2	0.0	0.0	0.3	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.0
11. 現在のネットでもみた任意の私的社會支出	3.1	0.8	0.9	3.5	0.0	0.6	0.8	0.9	1.5	0.1
12. 現在の純私的社會支出 (8+11)	4.1	1.3	2.2	3.5	0.0	0.8	0.9	1.6	1.5	1.2
13. 現在の純社会支出総額 (6+12-T2)	21.9	24.6	28.5	21.8	19.3	27.5	25.6	28.8	18.4	25.3
【備考】										
年金対象の税制優遇措置額	1.6	0.0	..	2.4	..	..	0.0	0.1	2.7	..
現物と現金の割合										
租公的社会支出	70.4%	40.6%	51.3%	59.4%	60.1%	69.3%	48.6%	65.5%	55.9%	31.3%
純公的社会支出	76.2%	54.2%	64.6%	70.2%	73.5%	121.7%	78.5%	73.9%	69.5%	41.0%
租総社会支出	58.1%	41.7%	49.8%	54.0%	60.1%	65.8%	47.0%	58.7%	55.6%	29.8%
純総社会支出	64.4%	56.6%	62.9%	69.7%	73.5%	116.8%	76.3%	68.3%	71.0%	39.1%
市場価格表示の対 GDP 比率										
租公的社会支出	17.4	25.4	27.2	17.9	19.4	30.7	28.7	26.4	17.6	26.4
租総社会支出	21.7	27.0	29.5	22.1	19.4	32.0	30.0	28.6	19.2	27.8
純公的社会支出										
純公的社会支出	16.6	20.9	23.5	16.2	17.2	22.9	21.4	24.6	15.4	21.6
ネットでもみた義務化されている私的社會支出	0.9	0.5	1.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.6	0.0	1.0
ネットでもみた任意の私的社會支出	2.9	0.7	0.8	3.0	0.0	0.5	0.7	0.8	1.3	0.1
純総社会支出 (6+12-T2)	20.4	22.0	25.4	18.9	17.2	23.5	22.1	26.1	16.5	22.7

1 "N/A"は情報がないもの。

2 フィンランドの純公的社会支出とネットでもみた公的に義務化されている社会支出には税金が含まれていない。

純総社会支出はフィンランドの納税者のうち 87%が税金を支払っているため、考慮に入れている。そして受給者すべての純給付に影響を及ぼす。

3 二重計算を避けるために、私的社會給付に対する TBSPs の現在値は純総社会支出の計算では無視している。

表7：純社会支出の指標（1997年）対GDP（要素価格表示）

	日本	韓国	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	スウェーデン	英国	米国
1. 租公的社会支出 (SOEX2000 "public expenditure" 数値)	15.1	4.4	27.1	20.7	30.2	35.7	23.8	15.8
- 給付への賦税 (直接税) 額と社会保障拠出	0.2	0.0	4.4	1.9	2.6	4.4	0.4	0.4
2. 純現金公的社會支出 (間接給付額)	14.9	4.4	22.7	18.9	27.6	31.3	23.4	15.5
- 現金給付から消費された支出に課税される間接税額	0.5	0.2	2.4	1.9	3.2	2.8	2.3	0.4
3. 純直接公的社會支出	14.4	4.2	20.2	17.0	24.4	28.5	21.1	15.0
+ T1. 現金給付と類似した社会目的の税制優遇措置	0.5	0.4	0.0	0.0	0.0	..	0.3	0.3
- 間接税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	..	0.1	0.0
4. 現金給付と類似した社会目的の税制優遇措置	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	..	0.3	0.2
+ T2. 当該年の私的給付に対する社会目的の税制優遇措置	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	..	0.2	1.2
5. 社会目的の税制優遇措置 (年金に関する税制優遇を除く)	0.4	0.4	0.1	0.1	0.0	..	0.5	1.4
6. 現在の純公的社會支出	14.8	4.6	20.3	17.0	24.4	28.5	21.6	16.4
7. グロスでみた義務化されている私的社會支出	0.5	2.5	0.8	0.0	1.2	0.4	0.4	0.4
- 義務化されている私的な給付から消費された支出に課税される直接税及び社会保障拠出	0.0	0.1	0.3	0.0	0.3	0.1	0.1	0.1
- 上記の給付から消費された支出に課税される間接税額	0.0	0.3	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0
8. 現在のネットでのみ義務化されている私的社會支出	0.5	2.1	0.5	0.0	0.7	0.2	0.3	0.3
9. ネットでみた公的に義務化されている社会支出 [6+8]	15.3	6.7	20.8	17.0	25.1	28.7	21.9	16.8
10. グロスでみた任意の私的社會支出	0.4	1.9	4.7	0.5	..	3.0	3.8	8.4
- 任意の私的な給付から消費された支出に課税される直接税及び社会保障拠出	0.0	0.0	0.0	0.0	..	0.7	0.5	0.4
- 上記の給付から消費された支出に課税される間接税額	0.0	0.0	0.4	0.0	..	0.3	0.5	0.2
11. 現在のネットでのみ任意の私的社會支出	0.4	1.9	3.3	0.5	..	1.9	2.9	7.8
12. 現在の純私的社會支出 (8+11)	0.9	4.0	3.8	0.5	..	2.2	3.2	8.1
13. 現在の純社会支出総額 (8+12-T2)	15.7	8.6	24.0	17.5	25.1	30.6	24.6	23.4
【備考】								
年金対象の税制優遇措置額	0.9	0.0	1.2	0.0	0.0	..	2.7	1.1
現物と現金の割合								
租公的社會支出	79.5%	132.7%	40.6%	46.2%	96.7%	78.2%	51.9%	77.3%
純公的社會支出	82.1%	122.9%	62.6%	62.5%	155.7%	122.4%	60.6%	72.3%
租総社會支出	71.3%	100.4%	37.7%	49.8%	89.5%	71.2%	42.8%	88.7%
純総社會支出	74.1%	104.6%	59.2%	67.9%	145.3%	112.9%	52.0%	97.6%
市場価格表示の対 GDP 比率								
租公的社會支出	14.2	4.3	24.2	20.7	26.1	31.8	21.2	14.7
租総社會支出	15.1	8.4	29.1	21.3	27.2	34.8	24.9	22.9
純公的社會支出	13.9	4.4	18.2	17.0	21.1	25.4	19.2	15.3
ネットでのみ義務化されている私的社會支出	0.5	2.1	0.4	0.0	0.6	0.2	0.3	0.3
ネットでのみ任意の私的社會支出	0.4	1.8	3.0	0.5	..	1.7	2.5	7.3
純総社會支出 (6+12-T2)	14.7	8.3	21.5	17.5	21.7	27.3	21.8	21.8

4.1.4 租税と社会支出の動向

57. 社会移転について支払われる租税と社会保障拠出を考慮することは、国際比較を容易にするばかりでなく、よりはっきりとした時系列での一国の社会的努力の輪郭を与えうる（附録 2 参照）。例えば、1994 年にデンマークの租税制度は、給付所得への直接税や間接税の課税により政府歳入を増やすような、大きな変革を経験した。1994 年以降、デンマークでは老齢現金給付と社会扶助は課税対象となったが、同時に、ネットでの給付価値が変化しないようにグロスの給付は引き上げられた（Erhvervsministeriet 他, 1996）。合計で、年金や社会扶助の給付にたいしてのグロスでみた支出は約 28 億ドル増加し、一方でこれらの給付からの直接税による歳入額は 24 億ドル増加した（課税最低限の平均は約 1% 増大した）。これらの変更の結果、1993 年から 1995 年にかけて、グロスでみた公的支出は要素価格表示の GDP で 0.7% 増大した一方、同じ期間に、ネットでみた公的支出は 0.4% 減少した（附録 2）。これと似ていなくもないが、オランダにおける税制改革は 1989 年から 1990 年にかけて GDP 比で公的社会支出を 1.4% 増大させた。1990 年におけるグロスでみた公的支出は 5% である（Tweede Kamer der Staten-Generaal, 1990, p.5）。ネットでみた給付は、大部分影響を受けていないものと考えられる²⁶。

58. ベルギーは 1982 年からの純給付データが入手可能である唯一の国である（附録 2）。1982 年以降、ベルギーには、大きく粗支出および純支出を相違させるような税制改革はなかった。しかしデンマークやオランダの例は、税制度の影響にかんする補正を行わないと、いかに公的および総社会支出の不正確な見識に導きうるかを示している。そして、そのことは、純社会支出指標の発展および維持の重要性を強調している。

5. 結語

59. 社会的努力を総合的に分析するためには、公的現金移転、私的現金移転、そして社会サービスに加え、社会支出にかんする税制度についての詳細な情報を必要とする。1997 年について、今やこうした情報は 18 カ国で入手可能である。現存の情報を改良する継続中の努力にもかかわらず、データ制約は存在しつづける。私的社会給付に関する入手可能なデータは、公的支出に関する情報と比較すれば質が低い。雇用主が提供して

²⁶ オランダにおける 1990 年の税制改革では、雇用主に課せられていた社会保障拠出料の一部が、被雇用者に移された。それまで被雇用者は、追加的な被用者拠出を補う付加的拠出を雇用主から支給されていた（オランダ語で Overhevelingstoelag という）。粗社会給付が、受給者の給付所得にかかる社会保障拠出の増大を補うために引き上げられた。

いる家族給付および非政府組織による給付に関するデータ制約が最も顕著である。さらに、推計手法上の問題やデータ制約の問題は、年金に対する税制優遇措置の測定に影響を及ぼしている。

60. しかしながら、これらのデータ制約が、分析結果を無効なものとするとはなさそうである。私的社會家族給付は、私的社會医療や年金に比較して小さい。そして、社會目的のための税制優遇措置への公的コストは十分に大きいとはいえ、その規模は直接的な給付より小さい。それゆえ、つぎのような結論が引き出せる。

- 私的社會給付や社會支出に与える税制度の影響を考慮すると、分析対象となった18カ国間の社会的努力の水準差が縮小する効果がある。
- オーストラリア、日本、韓国、アメリカ以外、公的な社会的努力は、グロスでみた支出データで示されるよりもかなり低い。それは、ほとんどの国が、とりわけ、デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデンが、社會給付およびその給付による消費に対して重く課税しているからである。
- 租税制度と私的社會給付の役割の双方を考慮した結果、一国の經濟生産の中で社會給付の受給者に所有される割合が、オーストリア、カナダ、フィンランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、イギリス、アメリカで似通っていることが明らかになった。

61. 一国の社會保護制度枠組みのなかで、租税制度を通じて、または私的給付の役割を通じて、社會政策の目標をどのように達成しているかは、各国間で大きな違いがある。その相違は、その社會システムの再分配的性質を示唆している。私的社會制度は、公的社會制度と比較して、かなり限定的な資源の再分配をもたらすかもしれないが、私的年金や私的医療保険に対する税制優遇措置は、それよりさらに再分配をもたらさない。職域での私的社會給付のほとんどは、（元）就業者間の所得再分配である。このことは、例えばアメリカにおいてそうであるが、財政的な優遇措置がある個人の退職貯蓄制度や集団での退職貯蓄制度についても同様にいえる。これらほとんどの制度が、最も恵まれない人々には利用できないものとなっている。したがって、オランダや北欧のように高税率の国では所得再分配の影響は、アメリカのように私的社會支出がより重要な役割を果たしている国より、かなり大きい。

62. それにもかかわらず、グロスでみた直接公的社會支出のレベルの大きな違いは、その政府が財政的に私的制度を刺激する強制力による社會政策的目的を遂行する際の違いによる。私的社會給付や租税制度の影響を考慮しない社會支出の國際比較は間違った結論を導きやすい。

参考文献

- ADEMA, W. (1999), “Net Social Expenditure”, Labour Market and Social Policy Occasional Papers No. 39, OECD.
- ADEMA, W. and M. EINERHAND (1998), “The Growing Role of Private Social benefits”, Labour Market and Social Policy Occasional Papers No. 32, OECD,
- ADEMA, W., M. EINERHAND, B. EKLIND, J. LOTZ, and M. PEARSON (1996), “Net Public Social Expenditure”, Labour Market and Social Policy Occasional Paper, No. 19., Paris.
- THE AUSTRALIAN TREASURY (1997), *Tax Expenditures Statement, 1996-97*, Australian Government Publishing Service, Canberra.
- BUNDESMINISTERIUM FÜR FINANZEN (1998), *Förderungsbericht 1998*, Vienna.
- BUNDESMINISTERIUM FÜR ARBEIT UND SOZIALORDNUNG (1999), “Materialband zum Sozialbudget 1998”, Bonn.
- BULL, N., J. HOLTZBLATT, J.R. NUNNS, and R. REBELEIN (1999), “Defining and Measuring Marriage Penalties and Bonuses”, Office of Tax Analysis Papers, <http://www.treas.gov/ota>
- DEPARTMENT OF FINANCE CANADA (2000), *Tax Expenditures and Evaluations, 2000*, Ottawa.
- ERHVERVMINISTERIET, FINANSMINISTERIET, SKATTEMINISTERIET, ØKONOMIEMINISTERIET (1996), *Skatteudgifter i Danmark*, Copenhagen.
- GOVERNMENT OF IRELAND (2000), *Statistical Report of the Revenue Commissioners 1999*, Dublin.
- HUGHES, G and B.J. WHELAN (1996), Occupational and Personal Pension Coverage, 1995, The Economic & Social Research Institute, Dublin.
- INLAND REVENUE (1999), *Tax Ready Reckoner and Tax Reliefs*, HMSO, November, London.

IRS (2000), *Individual Income Tax Returns: Income and Tax Items for 1997*, Internal Revenue Service (US Department of the Treasury), Internet:
http://www.irs.ustreas.gov/prod/tax_stats/index.html.

KERNS, W.L. (1997), "Cash benefits for Short-term Sickness, 1970-1994", *Social Security Bulletin*, vol. 60, No. 1, pp. 49-53, Washington DC.

KERNS, W. L. (1997a), "Private Social Welfare Expenditures, 1972-1994", *Social Security Bulletin*, Vol. 60, No. 1., pp. 54-60, Washington, DC .

McKINSEY and COMPANY (1996), *Comparative Care Costs in Germany, the United Kingdom and the United States*, Washington DC.

MINISTERIO DEL TESORO (1998), *Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese*, Rome.

OECD (1996), *Tax Expenditures: Recent Experiences*, Paris.

OECD (1999), *Benefit Systems and Work Incentives*, Paris.

OECD (2000), *OECD Social Expenditure Database, 1980-1997*, Paris.

OECD (2000a), *Revenue Statistics, 1965-1999*, Paris.

OECD (2000b), *OECD Health Data 2000*, Paris.

OECD (2000c), *Pushing Ahead with Reform: Labour Market and Social Safety-Net Policies in Korea*, Paris.

OECD (2000d), *Taxing Wages, 1998-1999*, Paris.

OECD (2000e), *National Accounts of OECD Countries, Main Aggregates, Vol. 1, 1988-1998*, Paris.

OECD (2001), *Social and Health Policy Analysis*, Paris, *forthcoming*.

OMB (1999), *Budget of the United States Government, Analytical Perspectives, Fiscal year 1999*, Office of Management and Budget, Washington D.C.

STATISTIK ÖSTERREICH (2000), *Integrierte Lohn- und Einkommensteuerstatistik 1996*, Vienna.

DEELSA/ELSA/WD(2001)5

STATISTIK ÖSTERREICH (2000), *Lohnsteuerstatistik 1998*, Vienna.

DFaCS (2000), “Tax Reform Fact Sheets”, Department of Family and Community Services, Commonwealth of Australia, Internet://www.facs.gov.au/.

SCHIEBER, G.J., J-P. POULLIER and L.M. GREENWALD (1994), “Datawatch: Health System

SNA (1993), *System of National Accounts 1993*, CEC-EUROSTAT, IMF, OECD, UN and the World Bank, Brussels/Luxembourg, New York, Paris, Washington, DC

TWEEDE KAMER DER STATEN-GENERAAL (1990), *Financiële Nota Sociale Zekerheid 1980*, Tweede Kamer, vergaderjaar 1989-1990, 21 312, nrs. 1-2, The Hague.

附録 1

私的社会給付の範囲

私的社会給付の範囲の区分は、その術語の階層制に基づく。まず、なにが社会的でなにが社会的でないのかは、その給付の目的および保護（protection）の提供における再分配の広がりによって決められる。世帯への社会的援助は、厚生水準が低下した状況が続く間の援助を提供するために、その個人や世帯への公的および私的制度からの給付、およびその個人や家計を対象とした財政的拠出にかかわっている。『OECD 社会支出データベース』は、このような社会目的を持つ給付を、以下の領域に分類している。すなわち、老齢現金給付、障害現金給付、業務災害傷病給付、疾病給付、老齢者および障害者への現物給付、遺族給付、家族現金給付、家族現物給付、積極的労働市場政策（ALMPs）、失業給付、住宅給付、公的医療給付、その他のリスクを対象にした給付（たとえば、低所得者向け現金給付）である。

次に、公的機関と私的機関のどちらがその制度の財政管理をしているかによる、区分がある。この意味で、「私的」は「社会的」という言葉の対ではなく、「公的」という言葉の対になる。社会的給付の資金的な流れを政府（政府とは、社会基金を含む、中央政府および地方政府）が管理している場合、「公的」とみなされる。政府が公務員に対して給付を行っている場合にも公的になる。一般政府によって提供されていない社会給付はすべて私的分野に入る。

私的社会給付の範疇は、社会目的を持つ公的給付よりは、明確ではない。というのは、私的制度における個人間の再分配要素を識別することはしばしば困難だからである。すなわち、私的社会給付を、社会的でない私的給付と区別することは、とりわけ困難であり得る。この附録は、私的社会給付を分類する際に生じる問題について詳述する。

社会目的のためのもの

社会的であると私的制度がみなされるためには、その給付が（類似した給付を行っている公的制度と同様に）社会目的に寄与し、かつ個人間の再分配機能を含んでいなくてはならない。社会目的とは、SOCX（上記）の分類のものと同一であるが、私的社会給付のほとんどは、引退期所得や遺族給付を提供する年金制度²⁷、障害に関する給付、医

²⁷ 生命保険契約は、その給付が遺族に提供される場合、明らかな社会目的をもっている。しかしながら、実際には、生命保険契約はたいてい貯蓄手段（生命保険契約は個人の担保付融資契約と関連付けられていることもありうる）として販売されている。通常、生命保険契約の支払いは死亡時ではなく契約満期時に行われる。「遺族に給付された額」だけを

療給付、そして家族給付に関係している。私的失業保険給付は存在する（たとえばアメリカ）が、一般的ではない。

個人間の所得再分配

私的制度の個人間の再分配は、多くの場合、公的規制や財政的介入によってもたらされている。義務化されている給付の場合、雇用主や個人は、自分達のリスク分布構造や関連する市場価格とは無関係に、その保護（protection）提供を採用しなければならない。つまり、そのような給付を労使協約や個人単位で採用するよう奨励している公的な財政的介入は、その給付を採用するかどうかは必ずしも個人のリスク分布構造や関連する市場価格によって完全に決められているわけではないことを意味している（同じことは労使の団体協定に由来するものや協約に基づき雇用者によって採用された社会給付についてもいえる²⁸）。このような私的制度と、法的に規定された私的制度との間には、高い類似性がある。

このように、私的保険制度に基づく、雇用主や家計に対する義務的で財政的な政府介入は、私的社会給付の範囲をほぼ決定している²⁹。これらの給付とは別に、私的社会援助は、非営利の非政府組織（NGOs）からも提供される。赤十字や救世軍のような組織は、なんらかの理由で国の社会的保護制度からの十分な援助を受けていない人々 - たとえばホームレス、薬物中毒者など、多数の社会的問題を持つ人々 - に対して、給付を行っている（OECD, 1999a）。これらの非政府組織は、多くの場合、政府の補助金や税制優遇措置と同様、（家計と企業の双方からの）寄付によっても援助されている。

集計したデータは入手可能でなく、それゆえ、すべての生命保険からの給付支払いと、それに関する租税支出は分析からは除外されている。

²⁸ 雇用主によっては、被雇用者に対して、個人単位で、かつ任意に（企業内）福利厚生を直接的に提供する場合がある。これは、労働者の定着や高い品質の労働力を得ることで、企業の調整費用を削減することを目的に行われているものであろう。被雇用者グループ全体に対するものでないこれらの給付は、社会的とはみなされない。例えば、ある雇用主が、ある特定の被雇用者への年金給付に対して、他の被雇用者達が受け取っているものとは独立に、拠出する。このような拠出は、社会的給付とは呼ばない。そうした拠出は、個人単位で、かつ任意に行われているからである。

²⁹ 義務化されていない、あるいは財政的に優遇されていない他の給付、その類似性から社会的であるとみなされる場合がある。自営業者個人が、時にある職域の枠内で、社会的リスクのために自ら保険に加入することがある。同様に、被雇用者集団が、たとえば労働組合の管理下で、保険をかけることがありえる。リスクをプールすることを通じて、この種の「集団保険（group insurance）」は、個人の拠出が現行の市場価格で評価した個人のリスク分布構造のみによって完全には決定されないことを、確実にしていそうである。このことは、個人が共済組合を通じた個人保険にも当てはまる。それゆえ、このような制度による社会目的をもった給付は、社会的範疇に入るとみなされる。

一般に個人（保険）制度は、個人のリスク分布構造に基づき、市場価格によって得られるので、社会的範疇の外にある。しかし、財政的手段や法規制を通じた公的介入は、近接した私的制度に個人間の再分配要素を導入する。それゆえ、そのような私的年金制度、例えばアメリカにおける個人退職勘定は、社会的とみなされる。

対照的に、個人的保険を選択することは、社会目的をもっているとはいえ、個人に関するものであり、かつその保険料は個人の選考および個人の「リスク分布構造(risk profile)」に基づいている。このような、拠出と保証されている給付が市場価格と個人のリスク分布構造で決まるような保険は、ここでは純粋に私的であるとみなされ、社会的という範疇外としている。このような制度とは、例えば、財政的促進策や法規制がない、個人で加入する、私的年金や医療保険などである。

このように、個人のリスク分布構造が保険加入や給付を完全に決定する場合には、社会的な範疇には入らない。理論的には、この基準は、社会的であるか否かの明確な区別を提供するはずである。しかし、実際にはこの区別は明確には行われない。その点を示すために、ここでは政府が極端な率で個人年金に財政的な刺激策を与えているケースを想定する。

- － ある個人が、自分の勘定に初めに 1000 単位の支払う。政府はこの支払に対して 200 単位の財政控除を行う。
- － ある個人によって支払われた次の 1000 単位に対して、政府は 100 単位の財政控除を行う。
- － 2000 単位を超える拠出部分については、何ら財政的な奨励策はない。

もし政府の財政的「補助金（または失われた歳入）」が社会目的に寄与することを意図しているならば、それらは公的援助の範疇にはいるものとは見なされている³⁰。もし私的給付が個人のリスク分布構造によって現在の市場価格でその私的給付が完全には決められていないのならば、その私的給付は社会的と見なされる。したがって、「（法規制や財政的な奨励策のある）上限」までの拠出に対する年金給付は社会的と見なされよう。上限を超えた拠出に対する年金給付は、純粋に私的なものとは見なされ、社会的なものではない。これらの給付は、法規制や財政的な優遇措置によって派生しているのでなく、個人のリスク分布構造と市場価格によって完全に決められている。

³⁰ 一般的に貯蓄を奨励するような財政政策、あるいはある特定集団たとえば若年者の貯蓄を奨励するような財政政策は、社会目的のための税制優遇措置とはみなされない。

したがって、たとえば個人貯蓄制度から派生した給付は、税制優遇措置がされた過去の部分については、社会的である。給付に対する財政的な関与だけを社会的とみなすべきだという意見があるかもしれない。しかしながら、そうした財政政策は、税制優遇措置がもはや適用されなくなる上限までについては、再分配を行っているので、そのような拠出から派生した全給付は含められる。税制優遇措置は年金給付にあるが拠出にはないニュージーランドでは、税制優遇措置の対象となる年金給付のみが含められる。それゆえ、理想的には、財政的に奨励された拠出に由来する私的給付のみを含みたかった。しかしながら、現在入手可能なデータでは、財政的優遇を受けた個人年金の給付と受けていない給付を総合的に区別するのは容易ではなかった（現在において、財政的な優遇措置のない部分は少ないかもしれないが、該当するような年金制度が成熟化するにつれより重要になる）。

私的医療

私的に提供される医療給付および患者負担部分をどのように扱うかは、間違いなくより複雑である。原則的に、個人のリスク分布構造と現在の市場価格での個人選好によってきまる給付はすべて社会的ではない。しかし、一見したところでは、個人のどの支出がこの分類になるかは必ずしも明らかではない。私的医療保険によってだけで個人がカバーされているものと仮定し、ある個人は、1000 単位かかる費用のうち 800 単位が私的医療保険者によって支払われ、残りの 200 単位が個人の負担となる医療を受けるものとする。もし私的医療保険には再分配要素が含まれないなら、その提供される医療サービスは市場価格と個人のリスク分配構造を反映するので、この制度や患者の自己負担から支払われている給付を社会的とみなす理由は何もない。

しかしながら、個人が皆保険の公的医療制度および税制優遇措置のある補足的な職域私的医療保険制度にカバーされている場合を考えよう。その個人は、1000 通貨単位かかる医療費のうち 600 単位が公的医療保険から支払われ、300 単位分が私的医療保険で支払われ、残り 100 単位を自己負担として支払うような医療を受けるものと仮定する。この場合、あきらかに公的社会給付は 600 単位³¹であり、私的社会的給付（この私的医療制度は税制優遇措置を受けているので「再分配的」である）は 300 単位である。しかし残りの自己負担はどう考えればよいのだろうか。この問いかけは 2 つの要素をもっている。すなわちひとつは、その個人が医療的必要（社会的リスク）ゆえにこの医療を受けたのか？総費用 1000 単位は完全に市場価格によって決定されているのか？もし政府の補助金または規制がその医療価格（1000 通貨単位）と受診率に影響するなら、個

³¹ 私的医療制度への租税支出の価値まで含めると、公的な支出総額はこれ以上になる（しかし、この種の租税支出額を特定の医療項目に按分するのは困難である）。

人の自己負担（100 通貨単位）もまた補助金を受けており、かつ社会的リスクを解決するように使われているので、社会的範疇にこの自己負担を入れる強い論拠がある。事実、額としては小さくても、政府は医療サービス需要を削減するために、自己負担を導入することがしばしばある。このことは、政府の補助金や規制の医療サービス需要に与える影響は、個人年金への補助金や規制による影響と似ていなくもないことを示唆している。しかし、医療行為の領域によってこの影響は多様であると考えられる。例えば、美容整形外科手術の需要は、出生時の医療サービス需要と比較すれば、価格の影響をより受けやすく、また医療的必要（社会的リスク）の影響受けにくいと考えられる。

私的社會医療の支出指標は、再分配の要素をもつ私的医療制度（この種の医療保険制度は、たいていの場合職域で提供され、税制優遇措置を受けている）に由来する給付についての推計値である。推計値は『OECD 医療統計 2000』に基づいている。個人の支出に関する入手可能なデータは、病院窓口での個人の自己負担部分とそれ以外の自己負担された医療支出との間の区別がつかない。しかし、『OECD 医療統計』は将来この区別をおこなうように改良されている。個人の支出に関するデータを含まないということは、どのような種類の個人負担（病院窓口での自己負担部分を含む）も再分配を受けていないということが暗黙に仮定されている。これは現実に即していない強い仮定であるが、すべての自己負担を含むという他の方法よりは現実的だと判断される。以上のように、私的社會医療給付の推計は、医療制度の「真」の社会的広がりをいくぶん過少評価しているかもしれない。

給付制度の個別要素の識別

実際のところ、義務化されている私的給付、任意の私的給付および社会的範疇に入らない他の私的給付の間に、曖昧でない分類を行うことは必ずしも容易ではない。このことは、疾病給付のように雇用主から被雇用者へ直接支払われるのではなく、義務化されているその他の拠出から派生する給付である場合について特に言える。この場合、 t 年における給付の支払い $B(t)$ は、前年の拠出 $C(t-n)$ と、その投資所得に対する収益率 $I(t-n)$ に関係している；。

$$B(t) = F [\Sigma (C(t-n), I(t-n))]$$

数年にわたり特定制度に対して支払われた拠出総額（ C ）は、様々な種類の拠出、義務化されている拠出（ C_m ）や労働協約による拠出（ C_c ）や財政的に優遇された個人の拠出（ C_f ）、そして財政的に優遇されていない個人の私的拠出（ C_i ）の総和である。したがって、任意の年における総和は以下の通りである。

$$C = C_m + C_c + C_f + C_i$$

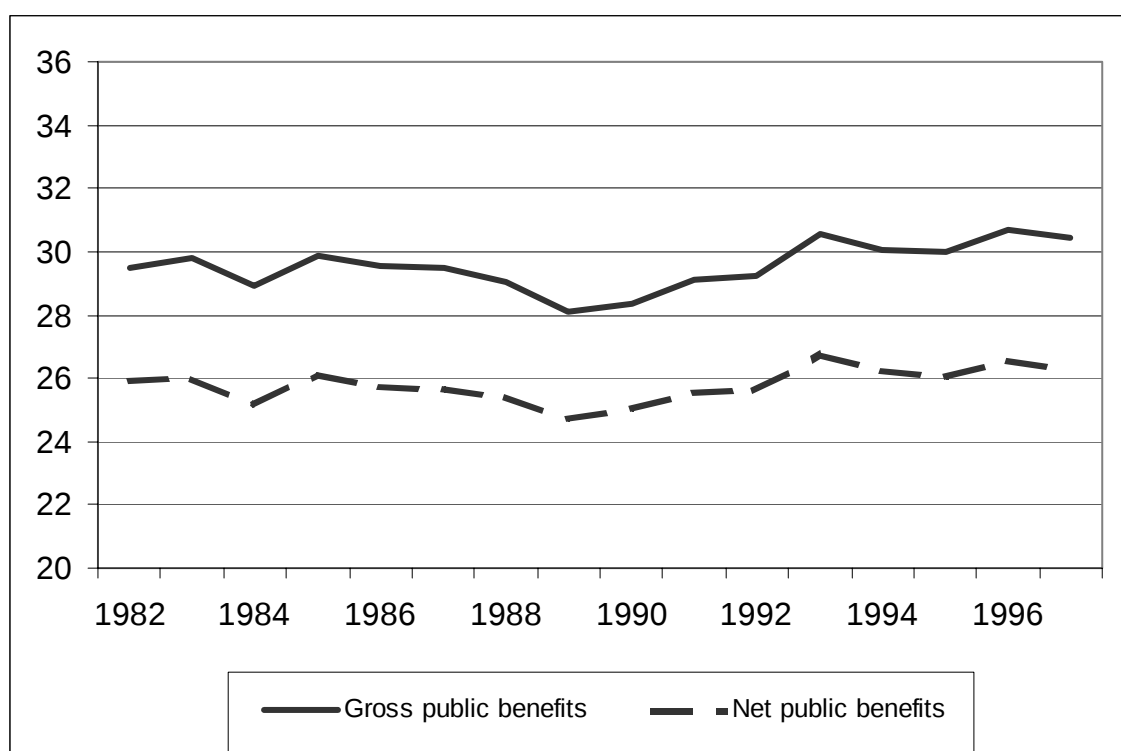
このように、 x 年における給付支払いは前年までに行われた 4 種類の拠出と関連し、各拠出の相対的重要性は年によって変動しうる。

しばしば給付の支払いに関するデータは、合計支払い額 (B_x) でしか記録していないし、異なる種類の拠出 (C_m, C_c, C_f, C_i) に由来する給付を別々に識別することは容易ではない。例えばオーストラリアの老齢年金 (Superannuation) 制度、あるいはイギリスの私的年金制度によって支払われる給付についてのデータは、義務化されている拠出に由来する給付部分を別個に識別していない。オーストラリアにおいて、義務化されている拠出から派生する給付についての推計は入手可能ではなく、すべての老齢年金給付は任意の私的社会保障の項目に分類されている。これは、義務化されている拠出から派生している老齢給付の額がいまのところは相対的に小さいからなのだが、こうした給付は老齢年金制度が成熟化するにともない増大するものと予想される。

ベルギーにおける社会支出の動向

ベルギーは 1982 年からの純給付データがある唯一の国である。図 A2.1 が示すように、粗公的社会支出や純公的社会支出に大きな違いを生み出すような税制改革はベルギーでは 1982 年以来存在していない。

図 A2.1 ベルギーにおける公的支出、1982 - 1997 年
対 GDP 比率（要素価格表示）



附録 2
租税と社会的支出の動向

各国の所得税と社会支出	オーストラリア			オーストリア			ベルギー			カナダ			チェコ			デンマーク		
	1995	1997	1999	1995	1997	1999	1993	1995	1997	1995	1997	1999	1993	1995	1997	1993	1995	1997
1. グロスの公的経費支出(SOCY2000"public expenditure"数値)																		
給付への課税(直接税)額と社会保障負担額	192	187	30.0	285	304	300	305	300	304	225	207	215	210	210	217	371	377	359
2. 現金での純公的経費支出(間接税)額	0.3	0.3	2.6	25	1.7	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	4.4	5.5	5.1
現金での純公的経費支出(間接税)額	189	184	27.3	260	289	281	289	281	286	207	190	215	210	210	217	327	322	308
現金給付から消費される支出(間接税)額	0.8	0.8	3.2	30	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	1.4	1.3	2.3	2.3	2.3	2.5	4.6	4.5	4.1
3. 直接の純公的経費支出(直接税)額	180	176	24.1	230	262	254	262	254	258	193	178	192	188	188	193	280	277	267
T1. 現金給付と同じ税額を要する社会目的の税務優遇	0.3	0.2	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.1	0.1	0.0
間接税	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
4. 純現金給付と同じ税額を要する社会目的の税務優遇	0.3	0.2	0.4	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.1	0.1	0.0
T2. 現在の税給付に対する社会目的の税務優遇	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0
5. 純社会目的の税務優遇(年金・二項する税務優遇を除く)	0.3	0.3	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.1	0.1	0.0
6. ネットの現在の公的経費支出(直接+間接税)額	18.3	17.9	24.6	234	267	259	267	259	263	204	187	192	188	188	193	281	277	267
7. 義務化された公的経費支出	1.2	1.2	1.0	0.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.4
義務化された私人的(現金)給付からの消費支出(二項される間接税)及び社会保障負担額	0.2	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2
上記の現金給付からの消費支出(二項される間接税)額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
8. 現在の義務化された公的経費支出	0.9	0.9	0.6	0.5	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2
9. ネットの義務化された公的経費支出(0+8)	19.2	18.8	25.1	239	281	272	281	272	275	204	187	192	188	188	193	283	280	269
10. 任意の私人的(現金)給付からの消費支出(二項される間接税)額	3.0	3.4	0.9	0.9	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	5.3	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.9	1.1
任意の私人的(現金)給付からの消費支出(二項される間接税)及び社会保障負担額	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.3
上記の現金給付からの消費支出(二項される間接税)額	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
11. 現在の任意の私人的(現金)給付からの消費支出	2.8	3.1	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	3.8	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.5	0.6
12. 現在の純私人的(現金)給付からの消費支出 (0+11)	3.7	4.1	1.4	1.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	3.8	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.7	0.8
13. ネットの社会支出総額 (0+12-12)	22.0	21.9	26.0	246	289	281	289	281	285	241	218	192	188	188	193	287	284	275
【備考】																		
年金対象の税務優遇	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
市場価格表示の対 GDP 比率																		
粗公的経費支出	17.7	17.4	29.3	254	272	270	275	270	272	195	179	190	186	186	194	323	325	307
純社会支出総額	21.6	21.7	31.2	270	298	294	298	294	295	232	221	190	186	186	194	333	337	320
純公的経費支出(直接+間接税)額	16.9	16.6	24.4	209	240	233	240	233	235	175	162	170	1.6	1.6	1.72	245	239	229
現在の義務化された公的経費支出	0.9	0.9	0.6	0.5	1.3	1.2	1.3	1.2	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2
現在の任意の私人的(現金)給付からの消費支出	2.6	2.9	0.9	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	3.4	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.5
純社会支出総額 (0+12-12)	20.3	20.4	25.7	220	260	253	260	253	254	206	189	170	166	166	172	250	245	235

各国の租税と社会支出	フィンランド			ドイツ			アイルランド			イタリア			韓国			オランダ		
	1995	1997	1993	1995	1997	1995	1997	1995	1997	1995	1997	1995	1997	1995	1997	1993	1995	1997
1. グロスの公的社會支出(SOC/2000"public expenditure"数値)	35.9	33.3	33.1	29.5	29.2	21.3	19.6	21.3	19.6	28.7	29.4	38	4.4	32.0	28.8	27.1		
給付への課税(直接税)額と社会保障負担額	5.1	4.4	1.5	1.3	1.3	0.4	0.3	0.4	0.3	2.7	2.9	0.0	0.0	6.0	4.9	4.4		
2. 現金での純公的社會支出(間接給付額)	30.8	28.9	31.6	28.2	27.8	20.9	19.3	20.9	19.3	26.0	26.6	3.8	4.4	25.9	23.9	22.7		
現金給付から消費された支出に課税される間接税額	4.6	4.2	2.6	2.4	2.3	2.8	2.5	2.8	2.5	2.4	2.4	0.2	0.2	2.8	2.5	2.4		
3. 直接の純公的社會支出(直接給付額)	26.2	24.8	29.0	25.8	25.5	18.1	16.7	18.1	16.7	23.6	24.1	3.6	4.2	23.2	21.4	20.2		
T1. 現金給付と同じ役割を果たす社会目的の税制優遇	0.0	0.0	2.2	0.9	1.9	0.3	0.3	0.3	0.3	..	..	0.3	0.4	0.1	0.0	0.0		
間接税	0.0	0.0	0.3	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	..	..	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
4. 純現金給付と同じ役割を果たす社会目的の税制優遇	0.0	0.0	..	..	..	0.2	0.2	0.2	0.2	..	..	0.3	0.4	0.1	0.0	0.0		
T2. 現在の私的給付に対する社会目的の税制優遇	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	..	..	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1		
5. 純社会目的の税制優遇(年金に関する税制優遇を除く)	0.0	0.0	..	..	..	0.4	0.4	0.4	0.4	..	..	0.3	0.4	0.2	0.0	0.1		
6. ネットの現在の公的社會支出(直接+間接給付額)	26.2	24.8	29.0	25.8	25.5	18.6	17.1	18.6	17.1	23.6	24.1	3.9	4.6	23.3	21.5	20.3		
7. 義務化された私的社會支出	0.2	0.2	1.5	1.7	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.5	1.6	2.5	0.4	0.8	0.8		
義務化された私的(現金)給付からの消費支出に課税される間接税額 及び社会保障負担額	0.0	0.0	0.5	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	0.3	0.3		
上記の現金給付からの消費支出に課税される間接税額	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.3	0.0	0.1	0.1		
8. 現在の義務化された私的社會支出	0.1	0.1	0.8	1.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.1	1.4	2.1	0.2	0.4	0.5		
9. ネットの義務化された公的社會支出[6+8]	26.2	24.8	29.8	26.8	26.3	18.6	17.1	18.6	17.1	24.8	25.2	5.3	6.7	23.5	21.9	20.8		
10. 任意の私的社會支出	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1	2.0	1.8	2.0	1.8	0.1	0.1	0.6	1.9	4.3	4.4	4.7		
任意の私的(現金)給付からの消費支出に課税される間接税額及び 社会保障負担額	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.9	0.9		
上記の現金給付からの消費支出に課税される間接税額	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.4		
11. 現在の任意の私的社會支出	0.8	0.8	1.1	0.9	0.9	1.6	1.5	1.6	1.5	0.1	0.1	0.6	1.9	3.0	3.1	3.3		
12. 現在の私的社會支出 (8+11)	0.9	0.9	1.9	1.9	1.6	1.6	1.5	1.6	1.5	1.3	1.2	2.0	4.0	3.2	3.5	3.8		
13. ネットの社會支出総額 (6+12-T2)	27.0	25.6	30.9	27.7	27.2	20.1	18.4	20.1	18.4	24.9	25.3	5.9	8.6	26.5	25.0	24.0		
【備考】																		
年金対象の税制優遇	..	..	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	..	..	0.0	0.0	..	0.6	1.2		
市場価格表示の対 GDP 比率																		
組公的社會支出	31.2	28.7	26.3	26.6	26.4	19.2	17.6	19.2	17.6		26.4	3.7	4.3	28.6	26.0	24.2		
純社會支出総額	32.5	30.0	28.8	29.2	28.6	20.9	19.2	20.9	19.2		27.8	5.8	8.4	33.0	30.7	29.1		
純公的社會支出(直接+間接給付額)	22.8	21.4	23.7	24.0	24.6	16.7	15.4	16.7	15.4		21.6	3.8	4.4	21.0	19.4	18.2		
現在の義務化された私的社會支出	0.1	0.1	0.9	0.9	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0		1.0	1.4	2.1	0.2	0.4	0.4		
現在の任意の私的社會支出	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	1.4	1.3	1.4	1.3		0.1	0.6	1.8	2.7	2.8	3.0		
純社會支出総額 (6+12-T2)	23.6	22.1	25.5	25.7	26.1	17.9	16.5	17.9	16.5		22.7	5.7	8.3	23.8	22.5	21.5		

各国の租税と社会支出	ノルウェー			スウェーデン			英国			米国		
	1995	1997	1993	1995	1997	1993	1995	1997	1993	1995	1997	
1. グロスの公的社会支出 (SOCX2000"public expenditure"数値)	32.0	30.2	41.9	37.3	35.7	21.1	25.6	23.8	16.4	16.4	15.8	
給付への課税(直接税)額と社会保障負担額	2.7	2.6	5.7	5.1	4.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	
2. 現金での純公的社会支出(間接給付額)	29.3	27.6	36.3	32.2	31.3	23.4	25.1	23.4	16.1	16.1	15.5	
現金給付から消費された支出に課税される間接税額	3.6	3.2	3.5	3.0	2.8	2.0	2.4	2.3	0.5	0.5	0.4	
3. 直接の純公的社会支出(直接給付額)	25.8	24.4	32.8	29.2	28.5	21.1	22.7	21.1	15.6	15.6	15.0	
T1. 現金給付と同じ役割を果たす社会目的の税制優遇	0.0	0.0	..	..	..	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	
間接税	0.0	0.0	..	..	..	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	
4. 純現金給付と同じ役割を果たす社会目的の税制優遇	0.0	0.0	..	..	..	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	
T2. 現在の私的給付に対する社会目的の税制優遇	0.0	0.0	..	..	..	0.1	0.2	0.2	1.0	1.2	1.2	
5. 純社会目的の税制優遇(年金に関する税制優遇を除く)	0.0	0.0	..	..	..	0.5	0.5	0.5	1.3	1.5	1.4	
6. ネットの現在の公的社会支出(直接+間接給付額)	25.8	24.4	32.8	29.2	28.5	21.6	23.2	21.6	16.9	17.1	16.4	
7. 義務化された粗私的社会的支出	1.1	1.2	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4	
義務化された私的(現金)給付からの消費支出に課税される間接税額 及び社会保障負担額	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
上記の現金給付からの消費支出に課税される間接税額	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	
8. 現在の義務化された純私的社会的支出	0.6	0.7	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.5	0.4	0.3	
9. ネットの義務化された公的社会支出[6+8]	26.4	25.1	33.1	29.4	28.7	21.9	23.4	21.9	17.3	17.5	16.8	
10. 任意の粗私的社会的支出	..	..	3.4	3.3	3.0	3.2	3.9	3.8	8.4	8.3	8.4	
任意の私的(現金)給付からの消費支出に課税される間接税額及び 社会保障負担額	..	..	0.7	0.6	0.7	0.4	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	
上記の現金給付からの消費支出に課税される間接税額	..	..	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	0.2	0.2	0.2	
11. 現在の任意の純私的社会的支出	..	..	2.3	2.3	1.9	2.9	2.9	2.9	7.9	7.8	7.8	
12. 現在の純私的社会的支出 (8+11)	..	..	2.7	2.6	2.2	3.2	3.2	3.2	8.4	8.2	8.1	
13. ネットの社会支出総額 (6+12-T2)	26.4	25.1	35.5	31.7	30.6	24.6	26.4	24.6	25.3	25.3	23.4	
【備考】												
年金対象の税制優遇額	0.0	0.0	..	..	..	3.0	2.7	2.7	1.0	0.9	1.1	
市場価格表示の対 GDP 比率												
粗公的社会支出	27.6	26.1	36.7	33.0	31.8	23.6	22.8	21.2	15.2	15.2	14.7	
純社会支出総額	28.6	27.2	40.1	36.3	34.8	27.5	26.5	24.9	23.5	23.4	22.9	
純公的社会支出(直接+間接給付額)	22.2	21.1	28.7	25.8	25.4	21.4	20.6	19.2	15.6	15.9	15.3	
現在の義務化された純私的社会的支出	0.5	0.6	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.3	
現在の任意の純私的社会的支出	0.0	..	2.0	2.1	1.7	2.8	2.6	2.5	7.4	7.3	7.3	
純社会支出総額 (6+12-T2)	22.8	21.7	31.0	28.1	27.3	24.3	23.3	21.8	22.4	22.4	21.8	